

特集・館蔵資料の研究と紹介 【資料紹介】

慶応2年(1866)、江戸打壊し騒擾記録2種

復刻・解題 北原 進*

目次

凡例

I 天明七年打毀届書・慶応二年打毀騒擾并窮民御救記録

「天明七年未年五月、飢饉打毀御届書、慶応二寅五月、諸色高直ニ付打毀并窮人所々屯集御届書、窮民御救有之、京都古町の事」

II 慶応二年、上野国安中藩家中ニ別段御手当被下割合

「慶応二寅年七月諸色高直ニ付、別段御手当被下割合 □□覚」

解題

凡例

ここに紹介する2種の資料は、当館が所蔵する故・石井良助氏収集文書（通称・石井コレクション）の、2冊の記録（写）を翻刻したものである。

- 1 資料の目次（编者）および解題は、末尾に付した。
- 2 翻刻にあたり、たて書の原資料を、すべて横書とした。そのため、原資料の様式はかなり損なわれたが、もとの様式を残すよう、書出し・年月日・差出書・受取書の位置に配慮した。もっとも原資料も写本であり、その様態と字数などから、大体の想定をしたものが多い。
- 3 文中に適宜、読点（、）および平列点（・）を加えて読みやすくした。
- 4 「かな」は、地名・人名を除きすべて現代の「かな」にした。したがって多くの史・資料集が用いている「而・茂・与・者・得・之」などは「て・も・と・は・え・の」とし、方向・指示を示す助詞の「江」は「へ」とした。また合字の「扌」は「より」とした。
- 5 漢字は、現行の当用漢字・常用漢字のあるものは、それを用いた。

* 当館都市歴史研究室長

- 6 欠損・蝕損などにより判読不能の文字は、その数を推して□□……□で示した。
- 7 踊り字は、漢字は々、平仮名はゝ片かなはゝとした。また2字以上の仮名の踊りに使う大返し「〜」は、その字を繰り返すこととした。(例「はる〜」→「なかなか」、「せよ〜」→「はればれ」)
- 8 その他、一般の史・資料集による凡例に準じたが、特に校訂・編者による注記は、すべて()内に入れ、その及ぶ範囲を「 」にくくった。
- 9 Iについては、記載項目が多いので利用と検索の便をはかり、項目ごとに順次1・2……を付し、目次を作成して末尾(解題)に示した。

I 天明七年打毀届書・慶応二年打毀騒擾并窮民御救記録

(表紙題箋)

「天明七年未年五月、飢饉打毀御届書、慶応二寅年五月、諸色高直ニ付打毀并困窮人所々屯集御届書、窮民御救有之、京都古町の事」

(表紙の2、貼り紙の折返し内側)

「天明七未年五月飢饉打毀御届、慶応二寅年五月諸色高直ニ付打毀并困窮人所々屯集御届、窮民御救ヒ一件記之、京都古町の事」

(中表紙、折返しの内側)

「天明七五月廿五日夜被打毀候品々書上控、慶応二寅五月廿八日被打毀候次第書上覚、并九月十九日御府内困窮人所々屯集一件、御救米被仰出候次第」

1 慶応二年寅年四月十八日被仰出候

一隠売女御制禁の趣は、前々より触申渡も有之候処、近年相弛ヲイ(ママ)、困妾・目見へ杯と唱、奉公人口入渡世の者より手引にて、客と密会におよび、又は月囲の名目にて両三人位宛も客為致、甚敷ニ至候ては地獄と唱、全く一夜泊客を取、売女同様の稼致し、女芸者のもの内々茶屋・船宿等へ被招候節、猥ニ客と密通におよび、衣類金銀等賞請候もの有之哉ニ相聞、風俗にも拘り以の外の事にて、勿論前々御触申渡の趣、堅く相守り、右体猥成義無之様可致候

一右申渡の趣相背、身売の及所業候者於有之(ママ)、無用捨召捕、嚴重の御仕置申付候間、心得違無之様可致候

右の趣、組々并番外迄不洩様早々申通、名主供支配限り其人別ニ申聞、料理茶屋・水茶屋・船宿・奉公人口入渡世の者へは別て嚴重ニ申付、此もの共儀は組合内にて不取締の儀無之様、

精々心付、不相用者有之候ハ、^(以説カ)封書月番所へ可申立候

右の通被仰渡、奉畏候、仍如件

播磨守様御立合被仰渡候間、御支配限り老人別ニ申聞、店連判御取置、其段御返答可遣候、以上

寅四月十八日

組々世話掛り 名主請印

2 右同月同日

一錦絵ニ歌舞伎役者・遊女・女芸者等を一枚摺ニ致し候儀、風俗に拘り候筋ニ付、以来開板は勿論、是迄仕入置候分も、決て売買致間敷旨、其外絵草紙類、無益の手数不相懸様、天保十三寅年申渡置候処、近年歌舞伎役者似顔開板、其外高直の錦絵売出し候よし相聞、以の外の事ニ付、是迄仕入置候分は売買差止、都て絵草紙の類摺出方等、手数相懸、高直ニ売出し候儀致間敷旨、名主支配限り、其筋渡世の者共不洩様申聞、急度取締相立候様可致候、右の通今日南御番所へ被召出、被仰渡奉畏候、仍て如件

寅四月十八日

組々世話掛り 名主請印

3 同五月七日夜

町奉行所へ張札致有之候と、専ら風説

一、市中寄せ芝居、女芸者・囃女・隠売女ニ紛敷月囃の女子等、嚴重御触有之、然ルに一同より御冥加上納仕候間、御免被下度御訴訟奉申上候処、御運上金上納の上は、願の通御免

新運上 盗高半金上納仕候ニ付
どろぼう 御免

諸色高直 品物払底 能キ
御役人一切売切レ申候

五月上旬大手御門ニ有之候よし

下はなし 上は袖無き 陣羽織 是も張札

4 寅四月十八日、南町御奉行山口駿河守様於御白洲、池田播磨守御立合、被仰渡候

幸橋御門外芝御霊家御棟梁屋敷替り地 吉寿事 繁右衛門

三田功運寺門前 徳兵衛店 我久之助

麻布北日ヶ窪町 蔦之助事 久蔵

外 吉蔵 外六拾九人

其方共の内、吉蔵・清蔵・金三郎・はな・仙次郎儀、元方致、両国東西広小路又は幸橋御門外広場へ、葭簀張小屋補理、歌舞^(ママ)妓役者の弟子并旅役者ともを集メ、歌舞妓^(ママ)狂言為致候由、右は先年も申渡の通、市中取締筋ニ拘候儀ニ付、早々場所可引払候

村右衛門 外五拾九人

其方儀、此上渡世替不致候ハ、猿若町へ引移、歌舞^(ママ)妓役者共弟子ニ相成、兼て夫々申渡候趣

厚可相心得、万^(ママ)一申渡相背歌舞^(數脱カ) 妓役者ニ紛義書相聞候ハ、無用捨召捕候間、其旨可存候

つな、とき、きん、たる、すか、かや

其方共儀は、以来右様の稼決して致間敷、銘々親夫等より急度申付可致候

両国橋番水防、助勢^(ママ)地 治郎兵衛

其方儀は、兼て請負橋番并水防助勢^(ママ)地の内、両国東西にて自今以後狂言筋の見勢物差出し候義

不相成候、其旨相心得、地所貸渡方猶々可心付候、右の通被仰渡奉畏候、仍て如件

慶応二寅年四月十八日

右一同 家主 五人組
猿若町 名主定次郎 外三人

5 寅二月七日御仕置落着、去丑年六月二日召捕ニ相成候盜賊、小梅小倉庵一件

獄門 小普請組高力直次郎支配 高式百石 青木弥太郎 寅三十八才

獄門 同断 弥太郎妻 たつ 同二十七才

獄門 小普請組 高力支配 高百五拾石 津田幸次郎 同二十九才

獄門 新徴組 児島捨次郎 寅二十一才

獄門 新徴組 登木田倉之助 同二十二才

獄門 新徴組 勝田芳造 同二十八才

獄門 根岸宮永町新七店元新徴組□□西東蔵事 善次郎 同廿五才

獄門 南本所小梅瓦町 家持長右衛門倅 長次郎 同三十八才

死罪 南本所小梅瓦町 原兵衛地借 喜七倅 鉄五郎 同二十一才

死罪 南本所小梅瓦町 長右衛門召仕 孝三郎 同四十四才

死罪 浅草御蔵前八幡町 たか袖

死罪 浅草御蔵前八幡町 片岡

死罪 北品川歩行新宿 欠落致候もの 亀ひら

右小倉庵盜賊一件、去七日獄門死罪御仕置相濟落着致候、其外同日ニ一件のもの共被召出、於御白洲御所置相濟、落着致候事

中追放 浅草新旅籠町佐介店 与兵衛

中追放 浅草富坂代地忠兵衛店 彦七倅 多吉

中追放 浅草茅町二丁目源八店 栄蔵倅 新三郎

中追放 浅草天王町彦右衛門地借 咲吉召仕 忠兵衛

中追放 本所中之郷元町 家主惣五郎方同居 藤吉

十里四方追放 浅草猿屋町立跡 芝御除屋敷代地弥介店 仁兵衛

江戸追放 浅草猿屋町 五人組持店 勘兵衛

急度叱り置 浅草御蔵前片町富吉地借 佐七後家うた方同居 とよ

賞金品物取上 五貫文過料 新吉原町角町 よし
叱り 新吉原町角町 よし後見 新兵衛
賞金子取上無構 新吉原町江戸町松喜屋内 抱遊女新造 花里
賞金子品物取上無構 新吉原町江戸町藤田屋 抱遊女 かしく

6 慶応二寅年六月五日御届

高輪異人屋敷御目付方へ、右の段内蜜風聞申上候事

芝高輪名主 田中権左衛門

一鎌倉町打壊の節出役致候処、同所にて町方同心口論ニ及び被切殺候

何方へ連行候哉、引取方不相分、 即死 町奉行山口駿河守組同心 五島緑蔵
手疵深手 同組同断 小野田清吉
右同断 同池田播磨守組同心定廻り 田中源十郎

右相手篤と不相分候え共、新徴組の者の由ニ御座候

一此節困窮人共相集り、所々打毀候場所、左の通ニ御座候

- 一五月廿八日、品川宿所々、中門前
- 一同廿九日、芝田町一丁目より六丁目迄、本芝、金杉、浜松町
- 一六月朔日夜、鮫ヶ橋谷町
- 一同二日、麻布本村町、同所上野町
- 一六月二日夜、牛込馬場下町
- 一同三日昼、掘留式丁目
- 一同三日、三河町、鎌倉町
- 一乗物町、和泉町
- 一同四日ヒル、靈岸嶋、同昼日本橋品川町、同釘店、同瀬物町^(戸脱カ)
- 一同夜、神田小柳町、同弁慶橋、同夜浅草仲町、同代地共
- 一同六日、本所壱川通所々打毀申候

7 天明の打毀 天明七年未五月廿二日夜被打毀候品々書上の控

^(後筆カ)
「慶応二寅年被打毀候次第書上、五月廿八日夜」

紛失仕候品分 品川歩行新宿家主 万屋善次郎

一白米四斗程、大豆、小豆、大角、共式斗程、^(ママ)雉千石通し、乾物類、金式分と銭三貫文程、
尤表戸は壊し候事

菓子商買 同所同町 吉郎兵衛店 金沢屋吉蔵

一表戸七枚、格子一枚打壊し、菓子入箆笥共、煎餅壺共二十程、行燈ぼんぼり共、売溜五貫
文程紛失の品有之候

質渡世 品川歩行新宿家持 河内屋利助

一表戸五枚、格子式枚、行燈、戸棚、障子式枚、台所諸道具共損し申候

質渡世 右同断同所 家持 大和屋彦太郎

一表戸四枚并ニ建具、戸障子拾三枚、其外品々打毀申候、台所膳椀鉢共、土蔵網戸破り、質物ニ取置申候衣類何十品程、土蔵内銭式拾貫文余紛失仕候

菓子商売 右同断同所家持伊勢屋清兵衛

一見世戸障子とも拾六本、菓子簞笥、せんべい壺三ツ共打こわし、まんぢうやうかん飴菓子類紛失仕候

春米渡世 品川歩行新宿家持 大野屋伊兵衛

一表戸四枚庇壊、見世棚かん物類紛失、桶ニ入置候大豆式斗余、小豆壺斗、紙蠟燭とも紛失の品、尤障子六枚打壊し候

呉服商売 右同断同所家持 道明伝七

一表戸三枚、見世戸棚一ツ、簞笥共毀し、足袋四五拾足、綿拾三把、糸類十五六品程紛失の品御座候

春米渡世 右同断同所長五郎店 松本吉兵衛

一表戸四枚同庇、碓三、から千石桶六ツ程打壊し、白米玄米共三俵、大豆壺俵、売溜銭拾八九貫程、小袖櫃の内着類三拾品程紛失有之候

質渡世 右同断同所家持 鴻野屋三郎兵衛

一戸四枚、同格子戸三枚、屏風三双、階子一挺^(櫓)、仏壇并戸棚とも、此外諸道具損し申候、木綿夜具式通り并着類式品、右の外紛失仕候

米商売 右同断同所嘉左衛門店 嶋野屋三郎右衛門

一戸三枚こわし、向蔵ニ有之候玄米式拾九俵程、餅米拾七俵程、大唐米拾四俵程、大豆式拾壺俵、右土蔵内米海辺へ投込紛失仕候

質水油商売 右同断同所四郎兵衛店 伊勢屋重兵衛

一戸七枚、同格子三枚、水油樽壺本打壊、其外諸道具こわし、紛失の品は無之候

煮売酒屋 品川歩行新宿伝五郎店 伏見屋利兵衛

一戸三枚、酒九樽、醤油八樽、鍋釜膳椀皿鉢とも打毀申候

煮売酒屋 右同断同所家主 山城屋甚右衛門

一戸三枚、鍋三ツ、茶椀皿共十程こわし、銭筒入六貫文程紛失仕候

米酒万商売 右同断同所吉兵衛店 加田村久兵衛

一戸七枚壊、庇通り瓦共、酒五樽、醤油三拾樽余、酢三樽、仏壇并ニ戸棚式ヶ所、戸障子拾六枚、台所皿鉢鍋銅壺打損し、此外見世勝手向諸道具共品損し、并紛失等御座候、猶又素麵五把、茶式拾貫目程、紙蠟燭類、衣類、夜具、金子拾九両、銭百八拾貫文程、并ニ米拾五俵紛失の品ニ御座候

表戸突穴明 同所旅籠屋之分

一湊屋三郎兵衛 村田屋吉郎兵衛 若松屋五郎兵衛 常盤屋市五郎
鍵屋権次郎 吉野屋善兵衛 江戸屋庄三郎 江戸屋庄次郎^{江戸屋庄三郎(ママ)} 佐渡屋長兵衛 亀野屋伊右衛
門 島五郎店伊勢屋庄次郎 家主田中屋幸右衛門 三右衛門店伊勢屋清次郎
喜蔵店明石屋庄兵衛 新八店東国屋半次郎 家主大津屋小兵衛
五郎兵衛店松城屋太兵衛 善次郎店松城屋喜兵衛 三郎兵衛店木屋甚八
伝五郎店大津屋宇右衛門 久兵衛店倉田屋久三郎

家数三拾六軒

右は当月廿三日夜、何者ニ候哉大勢江戸町々方より罷越、前書のもの共居宅へ理不尽ニ踏込、
打壊候、家財諸道具并紛失の品御札の処、書面の通り少も無相違御座候、以上
品川歩行新宿家主 善次郎 外ニ三拾五人、名主庄太夫 店頭七右衛門
天明七未五月 伊奈半左衛門様御内 土屋宗助殿 酒井増右衛門殿
尤天明度は米きゝんにて高直ニ御座候、銭百文ニ付三合程ニ御座候
天明七年未七月七日

8 御救買請の御米麦取計方諸事申合

一御米麦御切手ヲ以請取候、芝田町御会所へ罷越候節は、宿役人惣組頭一同罷越、御渡の米麦
請取、直ニ舟積いたし、宿内会所へ積廻候事

右舟積の上乗組頭申合、是又揚場ニも附居、舟ニ落候こぼれ米迄も油断無く心付、

米高へ不取入候ては至て升切ニ相成候間、一粒も不取散候様心付可申事

一船積船揚の者、店々の内実儀成心得慥成人を、其日雇ニ致、四五人も召連可申候事

一役人弁当其外、組頭中喰等の儀は、此節の義ニ付惣割合ニ難成候間、手弁当持參可致候事

一雇の者ハ弁当遣候共、弁当代込候雇代ニ候共、最初ニ定置可申候

一芝田町へ参り、組合所へ幟^{のぼり}相立、目印の宿名建置可申候事

一御米麦へは御救米と申立札いたし可申候、勿論幟も可參候

一米取扱の節、俵痛候分は蕙ニても用意いたし参り、上包ニ致し、米もり不申様心付可申候事

一米麦相渡候迄は其蔵ニ錠を卸、錠を封付置、慥成順番見守附可申事

一河岸付にて土蔵を借り、蔵敷料可遣、其所を直ニ会所ニ可相用候事

一芝田町御会所へ運參候米扱の者、雇料米割渡し、会所蔵敷等の入用、木綿幟染仕立代、馬喰
町役所へ宿役人罷出候雑用代小遣共、右体の入用ハ買請致候御救頂戴の惣人数ニ割合、取集
可申候事

一御米麦店々限りに都合致し、当人家主一同請取印形取相渡候間、店々申合春仕上ケ、春ペリ
俵の切米麦有之、其割合ヲ以猶又割訳可申候事

一代金銭取立方の儀は、日々家主限り取立、其組頭へ取集メ、一組切ニ上納持參可相渡候事

一割渡方の儀は拾九組關ニ定、相当り候当附ヲ以、組合店々一同組切ニ可相渡候間、前広ニ請取順定可申候事

但組頭は始終、割渡の節は不残、惣詰ニ可致候

一店々の内若穴^{チリ}麦ニて春仕上ケ難儀の旨申、頂戴^{イタ、キ}度者ニ候えとも、右の仕様を致方無く存候者万一有之候ハ、春仕上ケの賃銭、春べり等委細申聞、右体入用可差出申、只し春仕上ケ可被相渡候、併店々一同隣家申合候故、右体断申者も有之間敷候え共、為念申合置候事

一御救方の儀、家主等心得違ニ可差越の了簡、致代銭ニ先取ニ相渡候類有之候ては、御慈悲の思召不行届候ニ付、得と勘弁御救方御慈悲の程行届候様可取計候事、右の通組合へも申談、違失無之様ニ無等閑取計可申候、万一不埒の者も御座候ハ、格別の思召ニも可被仰立候、仍て惣代組頭連印、如件

天明七年未七月七日

品川歩行新宿 連印

9 乍恐以書付御訴奉申上候

慶応二寅年五月廿八日

東海道南品川宿 春米渡世 百性利右衛門

質渡世 百性半兵衛、 質渡世 百性惣右衛門、 春米渡世 伊兵衛地貸賃 文五郎、
質渡世 百性半兵衛、 升酒渡世 百性又兵衛、 質渡世 とく地借 治兵衛、 質渡世 百性鳥山又七、 同品川宿呉服渡世 百性作次郎、 質渡世 百性金八、 呉服渡世 百性幸右衛門、 砂糖渡世 源助地借 喜兵衛、 春米渡世 平太郎地借 糸之助、 質渡世 百性松次郎、

質渡世 平三郎地貸 忠蔵、 旅籠屋権八、 旅籠屋えい、 品川歩行新宿升酒渡世 百性さき、 春米渡世 百性藤七、 旅籠屋たま、 升酒渡世 百性はつ、 升酒渡世 喜兵衛地借 栄蔵、 質渡世 寛一郎地借 喜平次、 春米渡世 彦兵衛地借 清助

右は昨廿八日夜五ツ時頃、南品川本覚寺境内ニおゐて何レ者か不相知、俄ニ大勢打寄、太鼓を打鳴し、何レも無挑^(マツ)ニて面体を包、南品川宿春米渡世百性利右衛門始、前書名前の者ども居宅等打毀、無体ニ及乱妨、北品川宿質渡世百性松次郎居宅共、都合式拾四軒同様打壊、夫より何レか散乱いたし、尤多少等は御座候え共、人馬怪我等一切無御座候、右次第ニ付、此段不取敢御訴奉申上候間、何卒格別の以御慈悲、御檢使御見分被下置候様奉願上候以上

慶応二寅年五月廿九日

東海道南品川宿役人惣代 問屋 源左衛門

名主 庄十郎 同 安之助

今川要作

佐々竹半十郎 御立会御役所

10 御見分書

一家数七軒

御立会当分御預り、武州荏原郡品川歩行新宿

彦兵衛地借、春米渡世、百姓清助居宅

内板戸三枚半、障子三枚、二階格子式枚、白米式石程、是は乱妨人押入候節紛失仕候、

一板戸四枚

嘉兵衛地借 酒小売渡世 栄蔵居宅

一板戸六枚、格子戸 窓障子とも六枚

寛一郎地借 質渡世 喜平次居宅

一板戸四枚、格子式枚、障子式枚、表入口格子式枚、酒樽二ツ、醬油樽二ツ

醬油樽六ツ、是ハ居宅内土間等へ打翻し候分 酒小売渡世 質渡世 はつ居宅

一板戸八枚、杉戸六枚、^{ハツ}衝立壺ツ、窓障子六枚、 旅籠屋 相模屋たま居宅

同格子壺間程、襖仕立て腰障子八枚、障子八枚、白木刀掛式ツ、窓格子四枚、

二階分障子拾七枚、藪戸式枚、半屏風壺双、半襖式枚、棚襖式枚、六枚折屏風壺双、

杉戸式枚、他錠付窓障子式枚、行燈壺張、大雪洞壺ツ、真鍮燭台壺本、釣行燈壺ツ、

天井板半程、

一板戸四枚、格子戸式枚、半戸式枚、障子式枚、行燈一ツ、 春米渡世 百姓藤七居宅

一木戸四枚、杉戸式枚、障子五枚、行燈一ツ、 是は右同断之節 酒小売渡世百姓さき居宅

右は昨廿八日夜五ツ時頃、何方の者共不相知大勢押参り、前書利右衛門外式拾三人居宅、障子

其外打壊及乱妨逃去候段、御訴申上候ニ付、與八様被成御越、私共為御立会御見分御座候処、

書面の通相違無御座候、依之印形差上申候、以上

右 利右衛門、外ニ式拾三人、南品川宿役人惣代年寄善兵衛、名主安之助、

北品川宿年寄見習庄平、名主久三郎、品川歩行新宿年寄徳三郎、名主庄十郎

寅五月廿九日 今川要作様御手代衆へ

11 慶応二寅年五月、御立会、当分御預り所武州荏原郡南品川宿

質屋渡世 惣左衛門、質渡世 半兵衛、質渡世 伊兵衛、質渡世とく地借 次兵衛、

北品川宿質渡世 鳥山又七、北品川宿質渡世 松次郎、北品川宿質渡世 金八、

北品川宿平太郎地借質渡世 忠蔵、北品川新宿寛一郎地借質渡世 喜平次、

北品川宿源助地借砂糖渡世 長兵衛煩ニ付代藤蔵、

都合九人

南品川宿春米渡世 利右衛門、南品川宿伊兵衛地借春米渡世 文五郎、

南品川宿平太郎地借春米渡世 糸之助、品川新宿彦兵衛地借春米渡世 清助、

上同断春米渡世 藤七

都合五人

南品川宿酒小売渡世 又兵衛、品川新宿さき後見酒小売渡世 勝次郎

品川新宿嘉兵衛地借酒小売渡世栄吉後見 庄蔵、品川新宿はつ後見酒小売渡世 直八、

北品川宿呉服渡世 幸右衛門、北品川宿旅籠屋渡世たま後見 長兵衛
 南品川宿名主 安之助、年寄 善兵衛、北品川宿名主 久三郎、年寄見習 庄平、
 品川新宿名主 庄十郎、年寄 徳三郎

一昨廿八日夜五ツ時頃、何方の者共不相知、大勢相集り宿内所々乱妨押歩行候段、御訴申上候ニ付、各々様為御見分被成御越、始末御糺御座候、此段惣左衛門外八人申上候、私共儀銘々質渡世仕罷在候処、廿八日夜ニ入、平常入口建寄置候折柄、南品川宿西裏手の方にて、俄に太鼓を打鳴し候ニ付、何事にて可在之と存候処、暫時ニ人数拾五六人程相集り、何れも無焼灯にて面体を包ミ、鳶口或は棒様の品を以、南品川宿春米渡世利右衛門方手始にて、別紙御見分書の通、所々乱妨ニおよび、建具其外品々打壊、同夜九ツ時頃北品川宿西裏手より、居木橋村辺の方へ散乱致候様子ニ見請申候、勿論人数の義は追々相加り、引取候節は凡五六拾人程ニも可在之、且前書乱妨人共相集り候場所は、南品川宿地内天台宗本覚寺境内の由にて、外何方にて可申上儀無御座候、私共銘々意趣遺恨等可請覚曾て無之、折節暗夜にて挑灯^(ママ)等携え候は、右人数の者忽テ打消、曾て面体等更ニ不見止候え共、最寄寺社門前地町方人別の者ニも可有之哉の風聞仕、併是以不突留義の旨申上候処、被仰聞候は、私共平日一己の利潤ニ迷ひ、格別の高利等相取候儀ニは無之哉、御糺御座候え共、右等の儀は毛頭無御座候、御府内渡世の者取扱ニ准し、同様取計ニ御座候

一利右衛門外四人申上候、私共儀銘々春米渡世罷在候処、昨廿八日夜、俄ニ多人数押寄、乱妨ニおよび候次第等、都て惣左衛門外八人申出候通相違無御座候、且私共儀、当節諸物価^(ママ)仏騰の勢ひニ随ひ、一己の利潤ニ迷、格別高直に米穀売払候より右始末ニ至り候儀ニは無之哉、御糺御座候え共、右等の儀決て無御座、御府内同渡世の者共、売買相場ニ見合、相当の取引致候儀ニ御座候

一又兵衛外三人申出候、私共儀銘々酒小売渡世罷在候処、昨廿八日夜、俄多人数押寄乱妨及候等、都て惣右衛門外八人申上候通相違無之、且私とも儀、当節諸物価拂騰の時節を伺、一己の利潤ニ迷ひ格別高直ニ商ひ致候儀ニは無之哉、御糺御座候え共、右等の儀決て無之、御府内同様渡世の者取引相場ニ見合、相当の売買致候儀ニ御座候、

一喜兵衛煩ニ付、代藤蔵申上候、喜兵衛儀、砂糖当渡世罷在候処、昨廿八日夜の始末、并渡世向売買の相場等、都て前書惣右衛門其外の者共申上候通、同様の次第二て、外ニ何にて可申上義無御座候

一幸右衛門外売人申上候、私共儀銘々呉服もの渡世罷在候処、昨廿八日夜の始末、并渡世向売買の相場等、都て前書の者共申上候同様の手続にて、外ニ何にて可申上儀無御座候

一権八外式人申上候、私共儀銘々旅籠屋渡世罷在候処、昨廿八日夜の始末は、都て前書の者共申上候通り、相違無之、旅籠銭の儀は、先例取極も増方の義、去ル丑年中、同渡世向のもの一同相談の上、議定取極、宿役人共へも届置候儀にて、右の外余分の金銭等、更ニ請取候儀は無御座候

一宿役人一同申上候、昨廿八日夜の始末、都て前書当人共申上候通、相違無之其段早速訴上候儀にて、駈との儀相分不申、且右乱妨ニおよび候儀の事、発り候より散乱迄は、余程時刻も押移候儀ニ付、差押方并夫々行衛も可見届所、俄の儀にて罷在、手配不行届段は、私共ニおいて何共可申上様無御座候

右、御札ニ付銘々相違不申上候、以上

寅五月廿九日

右 惣右衛門 外貳拾三人

今川要作様御手代 浅野又右衛門殿、 西山義武太郎殿

12 差上申御請書の事

一昨廿八日夜、何方の者共不相知、大勢相集り宿内乱妨ニおよび、利左衛門外貳拾三人居宅等打毀候段、御訴申上候ニ付、各様被成御越、夫々御見分御札等請、先鎮静の儀ニは候え共、左様人氣立候折柄故、此上猶何様の儀出来可申も難計、右は畢竟水呑・百姓又は其日稼・裏家住等の者、諸物価拂騰の折柄、当日當方ニ差支、右等の次第ニ至り候儀ニ可有之間、当時米金等夫々施し申ニは御座候えは、此上共人氣合篤と差量り、身元相応の者共申合、夫々身分ニ応し出金等いたし相救可申、右は平常妻子安穩ニ扶助いたし居候冥加を相弁へ候え共、心得違の儀無之様、私共より申通候様可致、且此上万一右様の義有之候ハ、早速差構方等行届候様、夫々兼て手配いたし、不目立様取締向嚴重心附可申段をも被仰渡、承知仕候御書差上申候、以上

慶応二寅年六月朔日

品川歩行新宿百姓藤七、 名主庄十郎

北品川百姓鳥山又七、南品川百姓惣左衛門、 名主安之助

今川要作様御手代 浅野又左衛門殿、 西山儀武右衛門殿

13 大坂本六日早便写

本六日限、早便以一筆啓上仕候、下略、然は此表諸色米穀大高直の儀は、先便ニ申上候通、米百文ニ付、割合壺合式勺ニ売出し、然ル本日(ニ脱カ)の御蔵相場引揚ケ、下々一統暮し難く候儀ニ付、誰レと申事なくして、自然と橋々へ集り、十四日未中刻堂島其外所々米問屋・仲買・眷米屋を打毀し、十四日夜ニ入りては二千・三千人宛、何拾組とも無く、四方八面ニおいて、米屋渡世を打毀、夜九ツ時頃迄不残打潰、米穀金銀往来ニ山の如く打捨有之候、誰ありて拾ひ取ものも無之、何れ米金ハ平一円ニ九ツ時頃益人数相増、市中諸問屋物持を打壊、十五日朝に相成一口難五千人八千人難立、二三十組ニ相分、平一円打壊乱妨横行、両御奉行御出馬、与力同心衆惣出、鎮々シズメと御製(制)しを不構、十五日夕六ツ時頃ニ散々と成り引取行衛不相知、金銀米穀往来へ如山舗ちらかし、着類家具裂潰し、家居は壁を落し、多分瓦其外無残打下し候程の物は、斧ニて打切、家引潰し候多く御座候、右ニ付十四日七ツ時、米相場白米壺升ニ付代九百拾文の所、八百文ニ下ル、百文ニ付壺合式勺、同日六ツ時白米壺升ニ付六百四十八文、百文ニ付壺合式勺、

同五ツ時壺升五百文、百文ニ貳合、九ツ時百文ニ付貳合五勺、十五日朝白米壺升ニ付三百文、九ツ時同壺升ニ付貳百五拾文、同七ツ時壺升ニ付貳百文、同六ツ時同壺升ニ付百八拾文、同夜六ツ時同壺升ニ付百三拾貳文、同五ツ時壺升ニ付百貳拾四文、百文ニ付八合、同十六日朝壺升ニ付百六文、百文ニ九合、同夕壺升ニ付百文

右は大坂町々は勿論、近在々又堺住吉在々より馳来り、働容^(ママ)ニ及ひ、両町御奉行様御出馬ニ候処不鎮、両日の騒き時変と乍申、此節御膝元御城下にて形勢奉恐入候儀ニ御座候、実ニ天怪^(ママ)の所業哉、十六日米大下落ニ候と、何方へ逃候哉、掻消す様ニ跡方も不得見、行衛なく相成、先以為御案内如此ニ御座候、猶委細の義は後便に申残候、恐々頓首

寅五月十六日

白銀屋文次郎

14 同十九日相州小田原城下騒動、江戸屋千次郎より来状写

一以飛脚啓上仕候、文略、然は当表白米追々高直ニ相成、百文ニ付一合三勺引上ケ候処、城下町々にて早太鼓を打、町はつれにて米屋の儀ニ付城下一同相談ニ可及、不參候家々は打壊べしと大声ニ触歩行、暫時の間数百人集り来り、酒造家大商人ニ至り、酒白米味噌漬物等持来り、大釜にて飯をかしき、酒食を喰ひ、竹槍斧大槌を所々より取集メ、紙幟を仕立、十分酒食致し、町押出し米諸式問屋を打壊可致と、既に騒動可始処へ、同所町奉行御目付役出馬、子細聞糺し候処、一統の者共餓命ニ及ひ候ニ付、豊作の米高直ニ売、諸品高直ニ売買致候家々打壊し、快く上の御仕置を請可申候と決心仕候間、御構被下間敷と相答候故、奉行暫時可相待、願の通米引下ケ可遣と、即刻米屋共被召呼、白米百文ニ付壺合貳勺の処、二合五勺ニ相成、夕方ニは五合ニ相成、翌日六合五勺ニ相成、漸々集屯のもの共引取申候、右は不取敢此段珍事故申上候、下略ス

寅五月廿日

江戸屋文次郎

15 鴻巣宿藤屋蓑助・横田権次郎より五月七日来状写

早便を以申上候、下略ス、洗馬・塩尻・下諏訪・和田・長窪宿、五ヶ宿申合、米穀諸色高直ニ付、酒造米屋大商人物持の家々打壊、乱妨ニ及ひ、依之白米百文ニ付六合五勺ニ相成、追々下落と専申候、且又沓掛、軽井沢、坂本宿申合、宿々案内為致、三日三夜打壊廻る、右世話役の者ニ、一日一飯を遣し、三日三夜勞為致候ニ付、白米百文ニ付壺合壺勺の処壺合二勺ニ相成、追々下落と申候、扱又藤岡より高崎宿迄の在宿々多人数屯集し、酒米奪取上喰ニ用ひ、一同申合諸々物持酒造米屋、困米有之家々打毀して高崎町ニ押寄ニ付、町奉行目付役出馬し、即刻白米百文ニ付五合、翌日七合ニ相成候、一体百文壺合二勺ニ有之候、五月初頃より、七日の働容^(働糺)と申候、本庄・深谷・熊谷宿は、多人数鎮守社地へ集ル計にて、白米即時ニ三合五勺の処、夜ニ入百文ニ六合八勺ニ売候間、働容^(働糺)相鎮申候、桶川・上ヶ尾・大宮宿々諸々にて竹筒を鳴、太鼓を打、夜もすがら不止、寺院へ屯し申合致候様子ニ付、白米百勺ニ付一合五勺の処三合ニ下

落す、乍去貝鼓の音不相止、毎夜人数多く相成候と申候、此者共銘々の物持、諸色渡世、米穀屋困米売等の家々打壊し、江戸表へ罷越、御勘定奉行へ門訴可致企と申之候、右御案内として申上度、如此下略ス

寅五月十三日

藤屋藤助、横田権次郎

16 寅五月廿九日夜江戸騒動乱妨打壊し

一諸式掛の儀、前々御奉行町方御支配の所、近来御勘定にて被取扱、一昨年来より次第ニ諸品高直、米豊作相続候え共同様高直、段々ニ相成、当時白米ニ付百文ニ付壺合四勺故、必至の^(ト)難渋、下々を見るに忍ひ兼、御勘定奉行小栗豊後守殿、町御奉行池田播磨守様より、御殿ニおゐて御談判ニ被及候処、米御蔵相場百八拾兩にて引下兼候趣、諸色高直は形勢にて致方無之旨ニ付、此上ニも高直ニ可至との事被仰示候^(註)□□と御義談申出候えども、御答無之、池田公御立際ニ、如此ニ候え共町奉行^(註)□□と職党ニ相立可申哉と、御一笑の言葉ニ付、小栗公被申候ニは、御一笑ながら町家は無用の品ニも可有哉と御笑ニ相成、依て御退出後町奉行より差控被相窺、三日閉門被致候を、行商共承り、白米一時ニ高直、百文ニ付壺合四勺ニ引上ケ、^(マ)民臣町方の難渋不可過と相成、且は池田公の御仁政を感伏致候え共、日々暮方ニ差詰り、無^(マ)是悲豊年の米ニ餓死目前故、一命を輕し億民を助ん事と、一時ニ放起申一揆を催し、五月廿九日諸方不申合といへ共、乱妨打壊ニ及候事

一五月廿九日亥刻頃、本芝辺にて人集メ太鼓響候と、凡四五百人相集り、同所より芝一丁目・式丁目・三丁目米仲買・春米屋不残打壊し、芝田町壺丁目・式丁目・三丁目・四丁目・五丁目米仲買山田屋友吉始、萬屋・春米屋共、六丁目同断打壊テ、七丁目へ掛り候処、市中御廻り酒井左衛門尉様人数御廻りニ出合、一揆共差控る、御人数は暫時自身番ニ被詰候ニ付、夫より跡へ引返シ、西応寺町を乱妨、是より米・呉服・薬種・酒醬油・炭榎木・油、諸商売の家々富家中瀬を始として打壊し、浜松町四丁目より式丁目は別て烈數打壊し、中門前浜松町四丁目より式丁目迄打壊し、先達て焼失の町は相除き、其余は乱妨ニ打壊し相働候事

17 六月朔日南御奉行於御白洲被仰渡

一此程市中物騒ケ數にて取締のため、当春中町々申合候通相心得、名主共組合限申合、鷹人足召連、支配内見廻り、万一徒党乱妨ニ及ひ候もの有之候ハ、速ニ召捕可申候、若手ニ余候ハ、疵付打殺候ても不苦候、自身番家々、兼々申合候通相心得、御進発御留守中ニも有之候間、別て取締向嚴重ニ相心得、今晚より見廻候様、可致候、若申渡等閑ニ相心得候ものハ、急度及御沙汰条、心得違ひ無之様、一同格別相承り、鎮静方心懸ケ候様可致候

18 差上申御請書の事

一此節市中物騒ケ數ニ付、万一異変有之候節は、其町内ニ不限、最寄町々及見聞次第、不取敢

南御番所并市中取締御掛り、三御廻り方御筆頭へ、町役人ニ不限居合候もの拍木等打繞、速ニ御届可申出候様可仕候旨被仰渡奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

寅六月朔日

世話番惣代檜物町 名主又左衛門

幸町名主 治郎太郎、外三人

右の通、只今南御番所於御白洲被仰渡、別紙の通御請書奉差上候ニ付、今晚ニも騒敷儀有候ては以の外の儀ニ付、精々申合、勤方行届候様可致旨、別段被仰渡候間、早々申合御取計可被成候、此段御達申候、以上

寅六月朔日

世話番惣代檜物町 名主又左衛門

同断 幸町名主 治郎太郎

佐久間源太郎様、吉田駒次郎様、秋山久蔵様、下村弥助様

此外、御番所并三御廻り筆頭方へ御届可被成候

寅六月朔日

小口年番 世話掛り

19

御老中皆名をして中老中、

下なくて上はそでなし陣羽織

20

一六月朔日、御蔵相場百俵金百四両と御直下ケニ付、米屋共皆々御払米請取ニ罷越候処、御直段張札出し候計にて、正米ハ高直ならてハ御払に不相成、金百四両百俵と申は空御直段ニ候間、春米屋共大ニ相違、依て昨三日一同相談の上、所持米丈ケ売切、渡世相休むと決談と申之

空直段御相場御札は、水野公・小栗公の御差図と専申候え共、有間^(ママ)シ事也

21

一市中諸々物騒ケ敷、今ニも打壊し押し来る杯、辻々の風説にて不穩、乍併雨中故風聞而已にて実事不承候

22

一同二日夜、麻布本村上之町十四軒、其外町々打毀し候者共被召捕候趣、入牢のもの多有之候風説申之

23

一芝田町九丁目加藤与助、同砂糖店網屋、米仲買にて萬正、右四軒組合同町隣町車町伊皿子町

辺迄、老軒別ニ金老兩宛施し致ス

24

一芝田町八丁目仙波太郎兵衛は大富豪ニテ、代々大分際^(豊)、江戸ニテ並ひ少ク当代は江戸十人衆の例ニ入豪家、諸侯も不及くらし也、然るに米諸式価高直、諸民困迫の折柄なれとも、居町の窮民ニ施し救ひは扱置、慈悲の心も不附故ニ、去廿九日打壊し、仙波を望ミ本芝より町々乍打壊し田町六丁目へ押来り候処、市中御廻酒井左衛門尉様御人数ニ確と行合、酒井公御人数も打壊しに不可構と、同七丁目自身番屋へ屯し候故、打壊しも会釈し、同六丁目より跡へ引返し、入横町辺より浜松町へ戻り、不思議ニ急難を逃れしも、浪士勇壯ニ奇特なる所なりと、同夜より新徴組へ相頼入、町内警固願候ニ付、手当致置、雑費等は仙波より差出可申約定ニ候へ共、酒井公相断り候よし、同日夜ニ仙波の門ニ多人数悪口し、張札す

小車の巡る因果の浜仙波、壊してよしと思ひしらせん

と数へん高声ニ唄ひ終り、張札致候よし、依之内々心ある輩より支配人へ告て、漸々発明し、危き場合なりと申之、然るニ未タ打壊四日ニ至りても、不鎮杯と仙波へ告、驚すもの多く、実否も不糺虚説ニ惑ひ、此上は術計とて尽果、善智そと前々の通施し金致度申、町名主支配拾三ヶ町へ、老軒別ニ金老分宛施行出し候よし

25

一同九日、白米小売引上ヶ候趣相聞、市中不穩ニ付、今九日春米屋共申合、百文ニ付式合式勺と相定メ、一統申合式合式勺の下白米ハ有之ニ付、上白米故ニ合也、又は売切候杯と申繕ひ売不申、只々下落の名目而已張札ニ認メ張出し置候、奸謀の取計と存候

26

一此節江戸市中物騒ヶ敷、諸々打壊し、元來米穀諸式高直、市中極々難渋より発起は申計も無之、然ルに今以御蔵米相場引下ヶは御書付安相場、正米御払は以前同様内相場と唱へ、御下ヶ無之ニ付、米屋共驚入、再び高直ニ相成、依打壊し此上増長可致も難計、別手組百人、一ト組宛今川橋茶店山吹へ相詰メ、鳶人足・家主相詰る、よ組也、本町三丁目茶店亀の尾ハい組人足・家主・名主・別手組百人、通三丁目茶屋ろ組人足・家主・名主・別手組百人、京橋は佐の松と申寄せへ、せ組人足・家主・名主・別手組百人、新両替町四丁目茶店藤岡へは、も組・家主・別手組百人、芝口三丁目玉の井と申茶店は、め組・家主・名主・別手組百人、金杉橋船宿へは、み組人足・家主・別手組相詰候間、日本橋より新橋迄、町々打壊しの愁ひも無之と申セとも、此固メ今日より始まり、昨今打壊しの沙汰は相止タリ、依ては、^(ママ)ハ此入用莫太、町々入用ニ相掛り候間、一ツの難儀を求、又此度町会所御救は前々ハ男一人白米五升到銭三百文五百文、女子供は一人三升銭二百文三百文宛被下之候処、此度は男は銭五百文、

女子供二百文宛、御米ハ無之ト申ス

27

一御蔵前、御蔵におゐて御米被売遣候間、素人小舞難波(前)のもの共罷出、御米払見分致、御下ケ札直段ニ不拘入札致し、御米払可請ケ候

但、米渡世致ス者共は、決て罷出申間敷候、素人共計罷越、御米積俵見分の上、申込の直段入札可致候

御救ニ粃米ニて錢を被下、右を以御払米を入札買取可申との御沙汰ハなけれ共、御下ケ被下錢ニ利を増て戻るへし、依てハなかなか米ハ高直ニ相成共、下直ニハ思ひも寄らすと、専風説ス、右米問屋改革なれば、打壊しも無器と申之

28

一芝口松坂屋呉服店へ打壊し来る、支配人立出、今日近辺町々へ、只今施行出し初メなり、諸人に怪我有ては不相成候間、出し切まで相待可申候、乍併見せ飜りハ少も不片付申、平日の通りニ致置也と、おわいおわいと高声ニ呼立居る打壊し人、尤也と差控ル内、見物数万人集り、承之取扱ニ立入る、打壊しの印也と、表筋鉄入の格子戸、檜木一寸五分角を稔り壊し、毀し頭ハ若衆退けバ、一同ニ引行ける、松坂屋支配人一人立出、断を延、店中鎮メ、平日の通おわいおわいを為呼居候働きハ、軍師も不及妙算、寄変の神策とハ是を申か、施行出し初ると寄変ニて、只今右調掛り始メ、相談半也と云

29 神田三河町風説

町方同心 横藤銀蔵

一去ル二日、神田三川町通(ママ)打壊し相発起し、町方同心衆後藤銀蔵始メ四人ニて、打壊しニ不抱見物人ニ繩を掛け候処へ、市中廻り通掛、酒井候御人数見物人より打壊しの者を被召捕、可然と申より口論ニ相成、後藤銀蔵十手を以御廻りに打掛るを、扇子ニて払ひ除る、後藤刀を抜き切掛る故、無余儀刀抜合せ、後藤を二つに切殺す。今壺人切掛ケ居るを、同心も深手負ひ繩付を捨置、四人共遁去ル、銀蔵は即死、外一人は宅へ帰り相果候と申之

30

一御蔵相場、町人素人売御沙汰出、望のもの入札可致、米渡世のもの共、立入交り不可申と嚴重ニ被仰出、今日御米相場一時ニ高直ニ成、百五兩と御札出有候処、一時に貳百五拾兩と相成、玄米ニて百文ニ貳合に相当申候

31

一米穀諸式高直ニ付、町々并自分抱地面地借店借の者へ施行

三拾八ヶ町、壺軒別ニ金貳分ツ、施行出ス	日本橋新右衛門町	川村伝左衛門
居町近辺八ヶ町へ、壺軒別ニ金壺分宛施行出ス	よし町	よし屋留右衛門
通壺丁目壺軒別ニ金貳分宛、但し夜商人へ金壺分ツ、施ス		
通壺町目	近江屋三右衛門・近江屋惣兵衛・近江屋作兵衛・まっ屋	
居町近辺拾ヶ町、一軒別ニ金貳分宛施ス	通壺町目	白木屋彦太郎
居町壺軒別ニ、壺兩壺分宛施行出ス	通四丁目近江屋	大文字屋・角石
居町壺軒別ニ金壺兩壺分宛施行出ス	南伝馬町三丁目	太刀伊勢屋、外拾四軒組合
出入船頭車力、其外金壺分宛施ス	人数凡千八人余ト云	
	日本橋品川町裏魚河岸 廻船問屋利倉屋・銭屋	
居町壺軒別ニ金壺兩壺分宛施ス	檜物町	山本三四郎・田原屋、外八軒組合
八ヶ町一軒別金三分宛外出入、町人一人へ金壺兩ツ、三店にて、凡九百八十軒と申ス		
	駿河町	越後屋八郎右衛門
居町隣町迄、壺軒別ニ金三步宛施ス	通壺町目	黒江屋太兵衛・須原屋茂兵衛・
	国分勘兵衛	
居町隣町迄一軒別ニ金貳分宛施ス	通壺丁目	山崎屋伊右衛門、外七軒組合
居町八ヶ町へ一軒別ニ金壺分宛施行出ス	三十間堀七丁目	鳥羽屋清左衛門
居町隣町迄一軒別ニ金三步宛施行出ス	御蔵前町	七軒組合ニテ
居町壺軒別ニ金三分宛施行出ス	深川六間堀	三軒組合にて
居町外六ヶ町、一軒別ニ金貳分宛施ス	日本橋呉服町	伊勢屋吉之助
居町壺軒別に金貳分宛施行出ス、外三ヶ町へ壺軒別ニ金壺分宛出ス	右同町木屋	角万組合
居町一軒別ニ金壺兩宛施行出ス	深川堀川町	久住五左衛門
居町三ヶ町へ一軒別ニ金壺兩宛施ス	四谷伝馬町	四軒組合
五ヶ壺軒別ニ白米壺斗宛、出入六百人へ同断	新川	鹿島清兵衛
居町始拾ヶ町へ一軒別錢拾貫文宛、出入の者三百人同断	麴町	越前屋又四郎
居町へ壺軒別ニ金壺分宛施行出ス	千住小塚原	三軒組合にて
出入の者へ金壺兩宛、隣町迄金壺分宛施ス	通旅籠町	大丸屋正右衛門
金千五百両、家数五百三拾壺軒へ施行ス	日本橋本革屋町	三谷三九郎
隣町迄壺軒別ニ金貳分宛施行	品川新宿	三軒 組合
居町三ヶ町、壺軒別ニ金貳分宛施ス	赤坂伝馬町	三軒 組合
居町隣町迄、壺軒別ニ金壺歩宛施ス	本郷四丁目	五軒 組合
隣町迄、壺軒別に金壺歩宛施行ス	神田	七軒 組合
新川拾八ヶ町裏店迄金壺分宛、外二百余人へ三朱宛ツ、	新川	八軒 組合
三ヶ町壺軒別ニ錢三貫文宛施ス	本所相生町	三軒 組合
居町表住へ金貳分宛、出入の者へ壺兩宛出ス	本町四丁目	四軒 組合

宿内へ金貳分宛出ス
 居町へ壹軒別ニ金貳分宛施行出ス
 拾三ヶ町へ金貳分、又は壹分宛施行出ス
 居町車町隣町伊皿子迄、壹軒別金壹兩宛又ハ壹分ツ、

兩隣町店々へ金千兩名主へ割付相頼ム
 居町隣町迄一軒別金壹歩宛施ス
 右同断、町々へ壹軒別ニ金貳分宛出ス

門前町々へ壹軒別ニ錢壹貫文宛施ス
 居町裏家へ壹軒別ニ貳〆五百文宛施ス
 居町へ錢貳〆文宛、四百八拾軒へ施ス
 居町へ金壹分式朱宛施ス
 居町隣町迄一軒別ニ金貳分宛出ス
 居町へ一軒別金壹歩宛出ス

田町四ヶ町へ錢六貫文宛施ス
 居町隣町迄金貳分宛
 居町へ金貳分宛
 居町壹軒別錢壹〆五百文宛
 同断錢壹〆文宛
 同断金三朱宛
 居町裏家一人別一日白米五合ツ、十五日の間施ス

居町へ右同断金壹分宛施行出ス

右の外、市中諸々^(所)施行致候商家多有之候ニ付、暫く物静ニ相成候処、又々御蔵米相場一時ニ高直ニ相成候ニ付、市中春米屋共も、自然と高直ニ動シ申候、無^(マ)坳義ニて可有之哉、世上一般の患也、打壊し明神出共、無是非形勢、可恐事共也と專申之事

内藤新宿 施し金の内ニて
 小石川水道町 貳軒 組合
 芝田町八丁目 仙波太郎兵衛
 加藤与助・万屋正兵衛・
 あみ屋・まつ屋吉兵衛
 金吹町兩替店 播磨屋新右衛門
 芝車町 伊勢屋与右衛門
 同所車町高輪町 天満屋・
 宇田川・田中・丹清・仙波弥右
 衛門・内田甚助・加田村五兵衛
 万屋清右衛門

芝高輪 泉岳寺
 同高輪北町 津国屋市兵衛
 日本橋本船町 米屋二軒組合
 牛込神楽坂 貳軒 組合
 神田泉橋 嶋野屋平六
 日本橋元四日市 明石屋治兵衛・
 柏原角兵衛
 市ヶ谷御門外田町 六軒組合
 南茅場町 竹川彦太郎
 浅草田原町へ 三軒 組合
 芝二本榎町 万屋藤兵衛
 同断同町 池田屋油店
 酒屋・米屋・大工組合
 三田壹丁目 八軒 組合
 芝二本榎町 万屋・米屋・^(ママ)組屋
 大坂屋八軒組合

魚監下中道寺前 春米屋

米は飛 酒樽蹴す世の中に 何とて上ハ つれなかるらん
貧ぼうよろこべ 壊しハ御役に立つたぞよ

還御咄し

御上洛御土産に、御金被下候所、此御凱陣ニ太物反物被下候筈

反物嶋から

大名横しま 役人はかすり 町人は絞カウりクビ

打壊しの夜引戻し

まで奉行 池田播磨守

米相場下げず徳なりといふ

無勘定奉行 小栗備後守 びしゃ奉(行脱め) 若ワカらん年寄

33

一深川新吉原町仮宅、御日延願の通被仰付候ニ付ては、吉原町より難渋申立、代宅遊女屋共より、一ヶ年ニ金千両元地へ差出し呉候様、然上ハ右金千両ハ、為御運上御上納支度旨訴出候ニ付、御調ニ相成るよし

34

一品川在大井村百姓ニて商人、大富家靴屋と申もの、諸々(ママ)ニて此節米金施行致候ニ付、村内へ少々ニても施行可被致と、村役人其外とも相勧メ候処、不取用、其上村内并浜川の者を差悪口申候始末、一同聞留、十六日夜九ツ時頃多人数多人数押行、門扉雨戸打壊ち乱入、米蔵十二戸前、壁瓦迄震ひ捨、米は不残往来へ振り敷、金銀錢共蒔ちらし、建家家財悉く打壊し、九ツ時より六ツ半時迄、七八百人のもの共ニて打毀ち打潰し、縄ニて建家不残引崩し候よし

35

一五月十七日、松平下総守様京都御警衛として御出立、木下侯、酒井若狭守様、松平右衛門督様、寺社奉行御免、御進発御供願、出立有之

36

一構武所組・歩兵組、日々大勢登坂、御旗本以上已下、并小普請二三男迄、御進発為御供登坂

37

一然は当表、奥州瀬之上川辺ニ最初十五六人集り、鐘太鼓を鳴し人集メ致申処、忽千四五百人寄来り屯集、御代官御料瀬の上、桑折藤田貝田宿々木戸辺、村々在々米沢道・羽州道・小坂越・新庄秋田海道宿々打壊し、桑折御代官所乱妨、廿三日より所々打壊す、依て福島侯、二本松侯の諸士出向とも、益乱妨強くの勢ニて既ニ桑折銀山・半田御役所町々焼払と申ニ付、仙台藩白石の城主片倉小十郎様、亙理城主伊達藤五郎様、自ら御出馬有、百姓共を申諭し、廿七日夕一同鎮り申候、右ニ付米穀高直如此、依之右廿六日は百文ニ付壹合^(ママ)の所、五合五勺ニ売候ニ付、壊候ものを米下ケ明神と風評致候、此段御一笑のため得御意度、如此ニ御座候、以上

五月廿七日夕認出ス

奥州福島 布尾三四郎

38

一米高直故、御勘定御奉行より御達ニ付、町方へ御触、御米下直ニ為御救御払、右は素人計り、渡世の者は不相成ニ付、御蔵へ罷出米見入札可致と被仰渡、市中物騒ケ敷も相鎮り、其後銘々申合セ被出候所、御米百俵ニ付百五両、一時ニ高直貳百五拾兩ニ相成、其上罷越御救米請取度、五人三人組合、一俵二俵ツ、願上候処、小栗豊後守との御差凶米一切無之、譬へ有之候迎、高直と被申渡御払無之、依之集り候もの共口々に申、御触故ニ罷出候処、偽謀の事は迄出候も入用掛、市中白米の直段より高直杯とハ、御勘定ニては無之、無勘定奉行小栗豊後守を申也と悪口し、御蔵引ル迄御門前不退、依之豊後守を水門より船ニて被帰候と申ス、御蔵始てより船ニて奉行退出は是初て也と申候

39

一六月廿二日か、凡御老中御勝手掛水野和泉守殿、同若年寄、同く御勘定奉行、御役被召上閉門被仰付候

六月十八日御国替の大名

奥州棚倉へ 同国白川より

松平周防守

同国白川上り^(ママ) 同国棚倉へ^(ママ)

阿部備後守

40

一尾州玄同様御登城、水野和泉守殿、御勘定奉行、若年寄方被為召、御運上候事御聞糺有之、米諸色高直の訳柄御糺し、其上此度米高直ニ付、市中御救の事、元来町会所糺蔵は町人共積米と及承、此度救銭計りと聞及候、右様の例有之哉との御尋、御答申上候儀無之閉口し、一同恐入候と申上る、依之御役被召放、其上皆々不足拔銭不届ニ付、閉門被仰付候と専風説、実ニ抜き銭也、賤敷業也

41

一和宮様へ、此度イギリス・ミニストル・交代ニ付、献上の品、鉢へ金砂を以植る珊瑚珠、高丈ケ三尺九寸、枝四方へ八拾六枝、右同断丈高サ四尺、四方枝百十二枝、右同断三尺八寸七分、四方へ枝八拾四枝、太サ壹尺六寸、壹尺九寸二分、壹尺八寸、三鉢、珊瑚珠玉五寸、丸身百八ツ、鼈甲九尺之屏風壹双、紫ギヤマン燈籠百釣り、献上仕候処、行衛不相知、是等申訳不相立、水野和泉守殿御取扱申なり

42

一市中春米屋共へ、御蔵へ罷出御払米可請取、市中米屋百文ニ付白米三合ニ売渡し可申、世上米相場右ニ相当迄、御払米相渡候ニ付、三合より高直段ニ売候者ハ、嚴重ニ可被処旨被仰渡、今日春米屋不残、御蔵へ罷出候よし

43

一市中へ白米御払、今日御渡しに相成、四合ニ付百三拾貳文、三合ニ勺^(ママ)ニ相当候て、高輪辺へ相渡候よし、其後追々所々

44 六月十六日暁方、川崎宿問屋御届書

大急書面ヲ以申上候、陳は去ル十三日、武州秩父郡^(名栗)なごり谷より乱妨人、凡四千四百人程、同所より出立、半能宿^(飯)を打壊し、翌十四日扇町家^(屋)を六軒打毀し、同夜所沢宿拾六軒打毀チ、其上同所ニ止宿致し候か不相分、四千四百人の人数、翌十五日三千人ニ分れ、川越へ参り、右最寄打毀し、尚又同所へ立戻り止宿致し、六百人程翌十五日所沢出立、喜城戸村・引俣村^{キセト ヒキマツ}へ参り候趣、八百人は同朝入間郡ねりまを指して参り候由、右三千人は川越より立戻り、昨夜所沢へ一宿致シ、今十六日甲州道中府中宿・布田宿辺へ参り、日野川手前より川を渡り、横浜へ向ケ参り候趣、昨夜布田宿役人方へ、溝口村より人差出シ承り候所、同宿ニても先々□として三人差遣し、見届の者立帰り、巨細は不相分候え共、多人数押参り候を、途中より申越候趣にて、只今綱島村飯田助太夫殿より以書面申越候問、此段不取敢御達申上候、以上

但シ、銘々槍鉄砲の様成もの持参候よし

寅六月十六日

川崎宿 問屋

45 ^{うちこわしどうけ ぼく}打毀道化千保久連

「ヤーレーン抑々ハッチが近所のそうどう、聞てもくんねへ、前晩暮ると何所からくるやら、おふぜい出かけて、米屋をこわした、其また隣の酒も壊した、寝込^{ねこみ}へおしこみ、がらがらばたばた、ばアさんはい出す、かゝアハ逃だす、ていしゅハはたかで、子供ハなきだす、あハれな

こんだよ、其又咄しを近所金持物持商人、聞いたでたいへん、早速寄合そうだんするやら、ほとこしだすやら、此又施行は、やくにもたつめへ、おのれが身かつて、町内金所の兄い屋、おぢさん、こわしにやさやせず、いつくの人だかおうぜいあつまり、こはしにきた時、わたしの内では、ほどこしだしたと、いちいちことわるわけニハいくめへ、なんぼげんきん商売すると、心の底迄こまったもんだよ、その又目代の家主なんぞは、平気なもんだよ、地主物入なんとも思はず、口先計り^{ハカ}で腹^{ハラ}でハよるこび、兎に角近所に、そうとうあれかし、其時や番屋で寄合そうだん、欲計り^{ヨクボカ}てあんまり地主の、為には成めへ、不実^{フじつ}なもんだよ、おまけに此節、施行の上米^{ウハまい}、はぢくもしれねへ、内に入る時きア、そこいちわるくて、十面^カつくつて店子をいぢめて、朝からばん迄、役徳^{やくとく}こい代、なんの彼^カのとて取事ばかりに、心をなやませ、家主こんちよたと能^{よく}ゆふもんだよ、ちよんかれ坊主^{ぼうず}の、言事^{いふこと}聞ねへ、あんまりちかつた事でハ有めへ、ほう引

右は唐の横町壺丁目の門にてさびすりたるを、爰に見たまゝ是へしるす 三田蝶述

46 慶応二寅年五月廿九日打こわし

小 杣酒渡世 本芝式丁目 家持 徳兵衛	小 質渡世 本芝式丁目 家持 真兵衛
中 春米渡世 本芝式丁目 長三郎店 庄蔵	小 薪渡世 同町 喜三郎店 芳蔵
小 春米渡世 同町 市五郎店 鉄五郎	小 春米渡世 同町 弥助店 吉兵衛
小 古着渡世 同町 弥助店 儀兵衛	小 団子渡世 同町 正次郎店 新八
小 春米渡世 同町 木之助店 仙之助	小 春米渡世 本芝三丁目 家主 六平
小 春米渡世 本芝三丁目 文蔵地借 本兵衛	小 薬種渡世 本芝三丁目 金蔵店 良助
小 春米渡世 同町 鉄五郎店 与助	小 荒物渡世 同町 鉄五郎店 新兵衛
小 油両替渡世 本芝四丁目 家主 重兵衛	小 玄米渡世 本芝四丁目 家持 弥助
小 春半渡世 本芝四丁目 家持 庄兵衛	大 春米渡世 本芝四丁目五人組持店吉兵衛
小 酒渡世 同町五人組持店 茂兵衛	大 春米渡世 同町入横町 家持 佐七
小 挑灯屋 ^(ママ) 同町入横町家主 金次郎	小 蒔絵師 本芝四丁目入横町 家持 金蔵
小 質渡世 同町伊三郎地借 伊兵衛	中 杣酒質渡世 芝田町一丁目家持伝右衛門
小 下駄傘渡世 芝田町壺丁目佐兵衛地借勘兵衛	大 質渡世 芝田町一丁目家持 新五郎
中 春米渡世 芝田町三丁目家持 忠兵衛	大 玄米渡世 芝田町四丁目武右衛門地借藤吉
小 左官職 芝田町四丁目家主 武右衛門	中 玄米渡世 芝田町四丁目家主 忠兵衛
大 春米渡世 同町四丁目五郎兵衛地借 庄兵衛	小 綿両替渡世 同町四丁目吉兵衛地借善蔵
小 建具屋 同所忠兵衛地借 清次郎	小 荒物屋 同所同町 家主 五郎兵衛
大 玄米渡世 同所五丁目平吉地借 友八	大 玄米渡世 同所五丁目 家持 庄助
中 玄米渡世 同所同町太郎兵衛店 佐兵衛	大 春米渡世 同所同町 家主 啓次郎
中 春米渡世 同所六丁目 弥兵衛店 政吉	中 杣酒渡世 同所六丁目五人組店 伝兵衛

大 玄米渡世 同所六丁目 家持 久助	小 春米渡世 芝金杉裏五丁目家持喜左衛門
大 春米渡世 芝金杉通四丁目五人組持地借源七	小 質渡世 芝金杉通四丁目家持伝兵衛 近江屋宅頭支配人 和太郎
大 玄米渡世 同所裏四丁目 家持 七郎兵衛	小 春米渡世 同町通三丁目政八地借 喜兵衛
中 玄米渡世 同所通二丁目 五人組地借 八十八	中 玄米渡世 同所老丁目家持 源蔵
中 枅酒渡世 同町老丁目重兵衛地借 伊助	中 質渡世 同所同町 家持 清右衛門 (ママ)
小 薬種両替渡世金杉通三丁目弥七地借宗兵衛	小 同所老丁目 伊三郎地借 市蔵
中 両替渡世 芝 西応寺町家持 藤兵衛	大 春米渡世 西応寺町直八地借 新三郎
小 枅酒渡世 芝 西応寺門前松五郎店 又兵衛	大 武家方用達 西応寺門前 家持 長右衛門
大 屋敷日雇 同所同町 家主 伝兵衛	小 町方御用達 同所同町 家持 昌五郎
大 質渡世 同所同町家持 金兵衛	小 人入 同所同町 家持 九兵衛
小 判刑 ^(形) 塙 金杉安楽寺門前久兵衛店 清吉	小 春米渡世 同所安楽寺門前久兵衛店定吉
小 春米渡世 同所裏四丁目家主 繁蔵	大 春米渡世 本芝材木町勝次郎店 友吉
大 枅酒渡世 同所材木町 源次郎店 吉次郎	小 薪炭渡世 同所材木町弥七店 久蔵

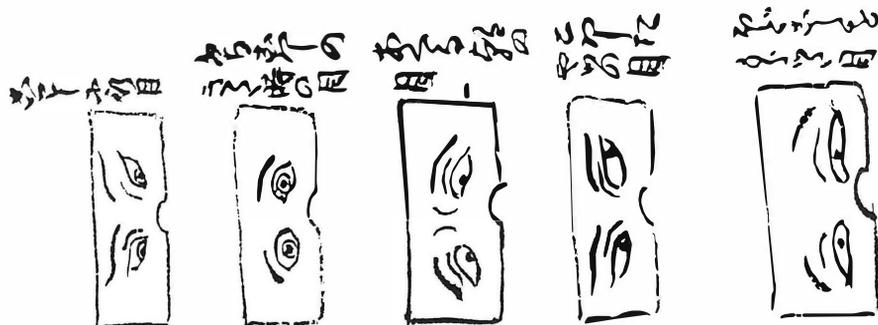
〆六拾六軒

右の通りニ御座候、尤米渡世のもの、二三俵位より百俵位迄、被切捨候もの御座候、荒増取調
此斯申上候、以上

寅六月朔日

47

こわしに行目 ふちこわしのきた時の目 あくる朝の目 こわしたやつの目 ほどこ
しをもらった目



48 寅九月十九日、日本橋へ張札一件

米価高直ニ付、白米式合五勺可売買旨を示し、貧人を惑し撫育を名として、町人共 拂米損金の
ツクノ 價を申附、大金を^{カスメウ}掠奪^{ハカル}バント計^{ソナイ} 町人より、米価高直の備ニ積置^{ツミ}処の^{モミクラ}糶倉は、有名無実ナリ、如
ス暴政を行ひ、人心を^{ソク}損シ、^{コクラ}国乱を招くを不恐、^{マネ}不儀の^(ママ)奸吏、^{カンシ}志の^{ココロザシ}悪計ニ^{アケイ}陥り、^{ヲチイ}可惜^{ネシムザイ}財を^{ムナ}空シ
ク^{ウシナフ}失事ナカレ 寅九月十九日

49 乍恐以書付御訴奉申上候

一麻布宮村町月行事、又三郎奉申上候、今十九日夜五ツ時頃、同町禪宗竜沢寺境内へ、貧窮人共男女子供打交り、凡百人程屯致シ、五六日右境内貸呉候様、同寺へ相頼、乱妨は致不申旨申之、左の町々銘認候紙幟を押立、近辺町々商人共方へ、貧人にて給続兼候間、食物助合致呉候様、無心申歩行、夫々合力致シ、別段乱妨はいたし不申、右の者共義は、幟ニ認メ候左の町内より罷出候者共ニ御座候、依之此段御訴奉申上候、以上

慶応二寅年九月十九日 麻布宮村町 月行事 文三郎、五人組 勘兵衛
名主 又左兵衛、他ニ 権平

紙幟 麻布坂下町、同所宮下町、同所仲町、同所日ヶ窪町、同所藪下町貧窮人、尤夜八ツ時御番所へ訴出ル

九月十九日

50 乍恐以書付御訴奉申上候

一芝車町月行事伝之助奉申上候、昨十九日夜四ツ時頃、同町続キ浄土宗願生寺境内へ、最寄貧窮のもの凡式百人程屯致し候、右境内を貸呉候様同寺へ相頼、乱妨等致し不申旨申之、町々商人とも方へ罷越、貧窮人にて給続兼候間、食物助合致呉候様無心申之歩行、夫々合力を請ケ、別段乱妨は致不申旨申之候間、依之此段御訴奉申上候、以上

慶応二寅年九月十九日 芝車町 月行事 傳之助、五人組 桑蔵
御番所様 名主 四郎右衛門

右は、御月番有馬阿波守様、御飛番井上信濃守様

芝車町続キ 浄土宗 願生寺

右は今十九日夜四ツ時、右境内へ最寄のもの其外窮民共、凡式百人程屯致候ニ付、不取敢此段御届申上候

寅九月十九日 芝車町 四郎右衛門

右は渡部喜兵衛様、大八木四郎兵衛様、御兩人へ御届

51

一町々窮民共、所々屯致し候ニ付、鎮静ノ為メ南御奉行様御出馬被或候間、屯致候場所、御同役詰合罷在候様、請ニ付比段御達申候、以上

寅九月十九日 組合 世話掛り

52

寅九月十八日、浅草天王前におゐて、異人共、貧窮人共の為メに乱妨被致候一件、十七日昼時杉森其外、屯致候所、数ヶ所

53 慶応二年寅八月廿四日

米価格別高直ニ相成、下賤の者共別て可及窮迫候、因て町会所困毅、市中春米屋共へ下渡し、白米ニ春立、当分の内百文ニ付式合五勺の割合ヲ以為売渡候苦ニ候間、其旨相心得て、名主・家主共厚く世話致、正人別、事実極貧ニて難給続者相撰ミ、鑑札引替為売渡可申候、尤米屋共ニおるても、鑑札無之ものへ売渡候儀は、決て致間敷候、委細の儀は町会所より可及差図ニ候間、其旨可存候

右の通り被仰渡奉畏候、仍而如件

慶応二年寅八月

大伝馬町 名主 勘解由 外式人

右の通り、唯今於御白洲ニ被仰渡、今晚中、自身番屋へ張出シ、行届候様格別段御沙汰ニ付、急速御組合限り通達可被成候、以上

寅八月廿四日

右世話掛り 組合^(ママ) 同

54 寅八月廿七日、御達写物

一今般救民為御救、百文ニ付式合五勺売の仕法被仰渡候、一体御時節柄、格外の御用途有之御時節柄ニ候えは、下々御隣愍の御沙汰被成下置候御仁恵、一同難有可奉存は勿論ニ候え共、然ル処上方筋并ニ西国筋の人民ニ見^{キソイ}競候ては、御当地ニて安隠ニ渡世致ハ、僥倖莫大の儀ニ付、市中身柄相応の者へ、身上ニ応し式合五勺売に被成下置、御足合米買付候ため、十分の出金致候ても可然、窮救筋行届候えは、市中平穩ニて、町人身分相応の御奉公筋ニも相成候間、町役人共厚世話可致、尤金子差向為差出候ニは不及、金高書付ニて申出候えは、追て御沙汰等可有之、是等の事柄、町役人共の実意不実意、論方聞受方ニも拘り候間、得と可申合旨、今日於北御白洲ニ、厚く御教諭被成下置候間、月行事持場所并若年、又は病氣ニて自身諸方届兼候えは、世話懸り立合、町々家主の内老たる者、或は身柄の者へ直談致シ、何レニも御慈悲行届候様、可取扱積り

但シ来月五日、窮民人別持寄申合、本文の模様も可打合積り

右の通申合可仕と奉存候、相振^(ママ)レ候分有之候ては奉恐入候間、御伺奉申上候、以上

寅八月廿六日

世話掛り 名主

55

米価高直ニて、下賤のもの可及窮迫ニ付、町会所御困毅、市中春米屋共へ御下ケ渡、当分の間百文ニ付白米式合五勺の割を以売捌候様、御仁恵の被仰渡被為在候、依て窮民人別調方、其外心得方廉々、左ニ

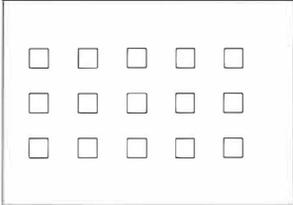
一是迄町会所、臨時御救被下置候振合ニて取調候ては、今般極貧窮ニて難給続候もの相撰と申御趣意に相振候間、町会所定例御救相願候程のものを目当ニ、支配名主組合申合、立合見分致し、其日稼の内給続兼候もの而已、人別に書上候積り、

但し、三才以下のもの人数相除、支配境・組合・入会の場合は、双方名主立合、見分致し候積り

一窮民人別の儀、調方成丈取急キ、来月五日迄書出候筈、其後無余儀相増候もの有之候ハ、人別取調猶申上候積

但し、人別帳名主支配限致し、耆組限りト纏ニいたし可差上候

一窮民人別ニ応し、支配限押切印鑑、帳面の内合切^(カ)ニ致し、耆軒分一枚ツ、相渡候

表	何町	裏		此印、春米屋にて売渡 度毎ニ如此 為致候様
	何人暮 誰店 誰レ			
	白米何斗			
	何月何日より幾日迄			

此切手十五日春米屋へ引留メ、支配名主へ為差出候替、切手向又当人へ相渡候積、人別調出来、人数高相分り次第申上、御差函請、町会所にて俵数、春米屋へ御下ケ渡相或候様

但、春減の儀は耆割、運賃は御仁恵筋の義ニ付、春米屋ども御奉公、無代取賄候様
右人数取調の儀ニ付、窮民共へ入用相懸申間敷筈
右差向候廉々奉伺候、以上

寅八月

組々世話掛り

右の通伺書差上候処、伺の通相心得候様被仰渡候間、此段御達申候、支配境・町境等にて不都合の義無之様、御取計可被成候、以上

寅八月廿七日

組合世話掛り

極貧者名前書上

一何人暮シ

何番組何町 名主誰支配、 何町誰店・何稼 誰 寅何才
妻誰、倅同、娘同

56 慶応二寅九月十日頃

一麻布桜田町自身番へ、同町名主箕輪十兵衛罷越候処、同町鑄掛師金三郎と申者罷越、此度御救払米百文ニ付二合五勺の御払、世上一統難渋ニ付、御払請度町内一同願居候所、名主の差略ヲ以、若裏店共々引抜、此町内にて四五軒を差出候致方、支配の者極貧、給続兼候を乍知、^{コキ}姑魄の取計、其上御趣意ニ遣ひ候杯とて、其日稼極々窮迫人も再三願へ候共、相除キ捨、家主より利解ニは、此度の御触書ハ世上へ申分のためなれば、貰わぬが上への御奉公杯と申聞セ、全御上の思召^{インジュン}を因循の致方と悪口申ニ付、不屈者縛り召連、御訴可致と呵り候処、金三郎家ニ立戻り、出刃鉋丁持来り、名主十兵衛を切らんと飛懸る、家主申立塞り留る中、名主ハ逃去り帰り、加役の手先を相頼ミ被召捕候処、町内家主中立入、金三郎へ厚く理解申聞セ、

名主箕輪十兵衛へ詫入貰、締縛を解候処、今隣町内店々の者多人数集り来り、名主を悪口し金三郎を介抱、世上一統米高直にて難義の中ニも、当所は端末にて極貧者計り、家主中ハ皆目闇も同様、御上へ願も不致、町内一同の暮し兼るを捨置、家主他所ニは不聞杯と、取々に自身番にて悪口致候は、多人数故制し兼候由、金三郎は一同ニ被引取、我が家ニ立戻レ共、此騒きを引出し、自身番の物入、手先其外の入用等、聊も不構、無抛家主より出金、又町内ニても差出し、止る所は町役人一統の損金、近隣町々店々の者に、評判となりて、聞人名主町内にも笑わぬものなからぬと云

寅十三日分ハ

一九番組世話掛名主内田勘左衛門と秋元三太夫伴、御払米の儀ニ付論談ニ及、秋元店々ニ一統へ為請候御沙汰も候ハ、申披可致と申之

一拾番組名主支配者、一統御払米請候、犬田中権左衛門支配、高輪町内一統御払米請候事

57 寅九月十八日御達写

世話掛り 名主共へ

一貧民御救のため、神田佐久間町広場へ小屋取建、朝夕賄^{マカナイ}の儀は、町会所より被下候間、小屋入中男女の別を正しく、銘々謹慎致し、口論ケ間敷儀等決て致間敷、尤此度の儀、前凶年大火悪病流行等の節、御救被下候儀とは訳違、諸物価高直ニテ及窮民、給統兼候ものとも御救被遣候御趣意ニ付、小屋入相願候者共、小屋取建候節銘々仕来候職業有之候者は勿論、手業等無之ものにて場所へ罷出、竹木等持運び^{ハコ}の手伝等可致、且病者の類、小屋脇へ別段養生所取建、医師見廻り、服薬をも被下候間、父母妻子身寄のもの共、小屋内より相通ひ、介抱等勝手次第ニ可致候筈、小屋入日限等の儀、追て可及御沙汰候間^(ママ)

右の趣、其方共より不洩様、早々可申通候

但し、小屋入等相願候もの共、取計方の儀は、天保七申年の通可相心得候

右の通、北御場所於御白洲被仰候間、此段町々自身番屋へ張出可申候

寅九月十八日

58

一今般米値高直にて諸人難渋の趣相違も無之候え共、貧窮人は住還広場へ屯集致居、表店商人共より施行を乞募^{ツノリ}請候趣、押借^{ヒト}ニ等敷、其上左迄困窮ニ不至もの迄も相進メ、同様の所業ニ為及候段相聞、以の外不埒の事ニ有之、乍併今般の儀は格別の訳を以、吟味の沙汰ニ不及候間、此上心得違無之様致し、今晚中ニ早々引払はせ可申候、佐久間町河岸へ御救小屋御取建并所々寺院へ焚出し等も被仰付候程の儀ニ付、全ク困窮にて暮方差支候者ニは、神妙ニ町法を以願出候様、得と可申諭候様、物持共へ押て合力申聞候故、商人どもの内にて戸を閉、家業を休候も有之、不容易次第にて、右様家業相休候ては、却て其物もつまりニ相成候儀ニ付、

其方共より得と申論し、若不相用場所引払へ不申歟、其外心得違有之候ハ、早々附出し可申、嚴重ニ吟味の沙汰ニ可及候

右の段、其方共より外名主方へも申合、組々早々申通、行届候様可致旨、今十九日夜九ツ時南於御白洲、御説得為^(ママ)被在候間、御組合限り早々行届候様御取計可被成候、且焚出し場所左の通御年番所にて被仰聞候

本所 回向院、谷中 天王寺、聖坂 功運寺、渋谷 長谷寺、音羽 護国寺
右、御達申候、以上

慶応二寅年九月廿日より

59 同九月十三日

一九番組の内、本芝店々刃物を持、名主ニ至り切殺し可申旨申之、御払米売候春米屋打毀可申と騒立候事

一十三日、今晚寅下刻出火、西風にて浅草御蔵前森田町板倉屋治兵衛事、清吉物置より出火致し、同町并猿尾町壱町四方程焼失致候、風下は桃太郎団子屋、坂倉北隣二三軒にて止る、猿屋町は札差三軒ニ消防ニ相成、卯中刻火鎮り

一同月、三田四丁目粉屋、加賀屋長吉方へ十一日夜、夜盗侍体四人押込、家内声立、裏長家^(ママ)の者起立候様子ニ付、抜刀ヲ以長吉妻客二人、同夜止宿罷在候荷主式人切らるゝ、長吉夫婦、実子娘、荷主二人は薄手、俣二階ニ臥居、騒敷を聞付階梯子折来る節被切候よし、浅手、家内七人被手負候、侍四人は逃去り候趣、申之候

一同十七日、深川八幡境内へ窮迫多ク参り候ニ付、木場辺商家より粥多焚出し施スと云、本所回向院地内へ、窮迫人多く集と申ス

一十八日、浅草観音の地内へ多人数、昨十七日より集り候旨にて、今日深川八幡地内・本所回向院地内へ集居候者共と打合相談と専申ス、昨十七日は銘々喰尽し、世渡元手無之候ニ付、借用致金子貸呉候様、物持の家々へ申込、米下落致候ハ、無相違返済可致旨申込候処、諸方大半断り候ニ付、今十八日深川・本所・浅草・三手相談と申ス事ニ候、中ニ頭分百人ニ壱人宛も有之、頭分昨日より追々相増、一組ニ百三十人程出来、皆々百人・百五十人宛預、惣頭は三人有之、何れも武家にて、小頭百三十人も有之、尤武家多しと申ス

一芝口通り窮迫人共、幟持大人數屯集、所々群立押歩行候と申ス

一芝西応寺へ多人集群合し、談合致ス、近辺物持より銘々粥を焚送り遣ス

一芝口より金杉・本芝辺喰類渡世、一統俄ニ相休申候

右市中窮民共騒立候儀は、此度御救御払米百文ニ付式合五勺ニ御払ニ付、窮迫人別可差出旨、町会所より被仰出候ニ付、取調出し候処、裏店にも致セ、畳・釜・鍋・戸棚・建具等有之候家々へは不被下と、多く被相除、其上組合名主立合見分の上、右見当有之分は一統相除キ候、然ルニ町々の内にて、稀々^{マカ}表店にて召仕男女有之候家々にて、御払米請候ニ、窮迫人ニは不

出は、無坳右の仕合ニ相成候

一日本橋杉森稻荷社内へ、三四百人、男女子供連相集る

一茅場町薬師地内へ男女集る逆、夕方ニ三四十人、追々集り来る

一本所市内御廻り牧野様より、窮迫人屯集へ白米拾俵、味噌二樽被下之、同所屯凡三百人程、窮迫人罷越、渡世元手金尽候ニ付、稼キ難相成、金子一統へ借用申度旨申入候所、主罷出挨拶ニ及び、御一同方難渋察入候、暫く御控へ可被下と申置、一時程で再度罷出、時分ニ候間粗末の御膳召上候へハ、飯汁ハはいどうふ坪にて三百人ニ振ひ、食後ニ乍聊此節金不足故不任心ニ、金千両貸上可申と持出し、一統へ相渡し候、請取之立戻りぬ

一アメリカ人、浅草御蔵前にて屯集人多人数打寄候処、通り掛り候故、多人数にて悪口申聞候ニ付、別手組壱人大ニ怒り、一人切殺し候処、大勢にて石瓦打付、附添の別手組一人手負、一人を生捕ニし連行、行衛不相知、屯人は諸々押歩行候と申之

日本橋辺町々へ張札出る

一市中物騒敷様相聞候、大名・御旗本方より米施行ニ相成候間、物静ニ可致旨、市中表裏々迄可申聞候事

一窮迫人、多く本所弥勒寺^{ミツ}へ屯集致候

一本所柳島妙見へ、屯集人多人数寄来候ニ付、上野持ニ付相届候処、手当被下、心付取扱可致と被申付候

一築地小田原町上柳原町、右同断、貧窮組と云幟持出る

一神田三河町壱式三四町目・皆川町・松島町・菟閑町・大工町・蠟燭町・式拾式ケ町組、右町々同断押廻る

一深川永代寺門前四ケ町、右同断、今夕方より窮民相集候分ハ、芝辺ハ伊皿子、三田、台町式丁目裏通り、弥向寺へ凡六百人程屯ス

一三田三四丁目・松本町・新網代地、多人数出る

一同断、赤羽根眞光院へ飯倉町森元辺、同所新門前辺屯ス

一芝田町六丁目八幡の杜へ七八百人、金杉は西応寺地内へ屯集ス

一芝車町岸三ヶ寺へ相集り、廿日明六ツ時頃屯集人多寺内ニ居り兼候ニ付、泉岳寺へ一統所替ス、然ル処町内にて伊勢屋与兵衛金百両、内田・仙波・満清・加田村宇田川、其外地主、泉岳寺五両、如来寺五両、都合式百式拾両集メル、米二合五勺ニ為売候事

一貧窮組のもの共、江戸市中不残組々相立騒立、四方八面押歩行ス

一御老中様へ御駕籠訴、幾度と無之罷出るよし

一両町御奉行所は、群蚊の如く御訴の貧窮組、幟挑灯^(マツ)相立て、私共極貧にて喰事給続難、渡世元手ニ尽候ニ付、何町誰店にて何百人にて金千両、米百文ニ付四合ニ相成候迄借用致度候、依之此度に訴申ると一統罷出候ニ付、御番所門前は人の山にて通行も相成ズニ付、御奉行市中見廻り御出馬有之候、尤歩兵組百人程御召連被成候事

- 一麻布永坂町、日ヶ窪、藪下十ヶ町組、貧窮組、右同断
- 一芝新門前・十番・宮下町・雑式・古川町辺・十八ヶ町組、右同断
- 一麻布・広尾・渋谷・青山・宮益、此辺寺社門前町々十六七ヶ町、右同断
- 一同断、三軒家町・桜田町・芋洗坂・本村町・同上ノ野西町・筭橋辺組十九ヶ町、右同断
- 一麻布龍土・六本木・市兵衛町・谷町にて二組、町々貳拾六ヶ町組合にてニタ組ニ分ル、右同断
- 一日本橋より北方、室町壱丁目より今川橋迄、本船町・伊勢町通り・本銀町四丁目、御堀端迄三十六ヶ町組、一ト組ニ相成り、右同断
- 一日本橋より中橋迄、貳拾六ヶ町組同断、京橋迄貳拾八ヶ町、一ト組右同断
- 一廿日、京橋より新橋・桜田・久保町迄は、町々三町四町組々にて、一ト組ニ^(ママ)
- 一新橋南方も二町三町組合、町々一ト組にて押歩行、右の余同断
- 一赤坂鮫ヶ橋・青山・四ツ谷・市ヶ谷・稲田・牛込・小石川・小日向水道町辺、染井・駒込・本郷・湯島・根津・谷中・金杉・坂本・根岸・下谷通り、此辺五ヶ町、八ヶ町組合ニ相成、寺々屯集し、諸々押歩行
- 一神田東方、八十組ニ相成、押歩行
- 一靈岸島十八ヶ町、一ト組、八丁堀十八ヶ町一ト組、南八丁堀より鉄炮洲一ト組ニ相成、右同断、小網町三町一ト組、小松町三ヶ町一ト組、葺屋町より両国橋辺迄十八組と相成る、右同断
- 一靈岸島・桐崎・新堀・塩町・浜町、二三組にて右同断
- 一日本橋魚河岸・新肴町・元四日市、三組ニ相成、右同断
- 一松平陸奥守様上屋敷前へ、深川屋敷外六屋敷前町、貧窮人御救願ニ罷越、新銭座上屋敷前屯集、数千人夥敷集る
- 一細川越中守様伊皿子御屋敷前町の者共、御救願ニ罷出、此者とも弥向寺ニ屯集の者共、為御手当金百両被下之
- 一芝田町九丁目、加藤与兵衛、万屋正兵衛・阿ミヤ・まつ屋、四軒にて居町へ一人別ニ壱貫文宛施出ス
- 一同廿日、町奉行所へ別手組御引上候処、訴屯人の内^{ツツテ} 礫打候事多く、別手組の頭ニ相当り疵付と云
- 一南北町御奉行御出馬、市中見廻り、与力同心百五拾人、鉄炮百挺歩兵組ニ為持相廻ル
- 一御蔵前御払米百俵、去十六日より貳百七拾兩の処下落、百五拾兩ニ相成、壱俵三斗五升、兩ニ貳斗五升なり、然るに春米屋共、白米兩ニ八升貳合二勺八才、百文ニ付壱合貳勺壱才ニ売候を不咎、町奉行米掛り思召不相分ニ付、市中の騒ヶ敷ニ及ぶ、御払御蔵米、兩ニ貳斗五升、為百米ニして百文ニ付一割を引、四合六勺三才ニ相成ル、右を今日壱合二勺壱才ニ、市中へ売る、「百文売は二百九十文利」(割書)

一和蘭陀宿寺、芝高輪長応寺へ窮民女子供多屯集

一芝田町九町目大円寺へ、窮民多人数屯集

一此節市中一同、米穀高価ニ付沢立候処、挽割麦百文ニ付式合の処、壺合八勺ニ引上候

一芝車町仙波保右衛門、さつま芋多蒸して、夜ニ入窮民に与ふ、同所万清、さつま芋三俵、窮民屯泉岳寺へ送り来る

一御勘定奉行小栗上総介屋敷、市中窮迫人押行、打破候趣、専申之

一廿二日、三田聖坂功雲寺へ、町会所御焚出しへ、町内の者共握飯頂戴の切手持参罷出候処、握飯不相渡ニ付帰り、切手は夫々名主へ帰ス

一品川台町、白銀猿町、廿一日多人数屯、大崎小廻^(前)百姓多く屯押行

一鉄炮洲・船松町・東湊町前後へ矢来致、窮迫人内へ入、外へ不出、町内にて粥を焚与へ置き

建札 町内窮人手当致、外へ不差出候間、外所よりも御出御無用可被下候事

一杉森社内へ相集り候屯集人は、松島町家主にて金銭与へ可申といへ共不請、一同食用給続兼候ニ付、給物御恵ミ可被下と申、車ニ持^カセ、請候名前を留メ、町内自身番へ相届、借請の証文を差置候よし

一日本橋檜物町は、家主窮迫人不噪立押留メ置、町内にて粥を焚、壺軒別に配り隠ニ成ル

一加賀中納言様御上屋敷へ、本郷追分・湯島窮迫人千五六百人罷出、給続難く御救被下度相願、役人罷出屋敷内へ可這入と申ニ付、一同罷入候処、喰続兼候趣再三御尋、然^(ママ)共江戸町方の儀なれば無致方、此方の人ニ可相成、左候えは取続方為致可申と被申渡ニ付、御人ニ被致御救可被下と申、然は国許へ差遣し候間、新田開発人^(夫)歩ニ可相働と被申渡候処、皆々逃退候よし申之

一廿四日、市中御救握り飯不行届、模様替りに相成り、廿二日、廿三日切手相戻、未一日も不相渡の町々多しと申之

一廿三日、御棺櫛増上寺へ被為入候御行例をを、異人とも芝愛宕山ニ登り、見物致候

一廿六日、イギリス・ミニストル江館ニ来迎、マトロス百人余り着ス、今日はミニストルは不参

60

米はちる 酒屋はこわす世の中に 何とて貸屋 つれなかるらん
それ三田か 今におはちが 廻る故 まゝに成よふ 米のほどこし
女房よろこべ 仲も三合でるわやい
めんしに我等 身をかぼふすくい米 たつた四合か五合同断
家内中 おちこわされて 南無の方 荒神棚も 飜る所なし
八景

伊皿子のはん鐘 金杉の夜のあれ 芝ほさつの米 札辻の跡のすぎ
 田町のそうらん 芝浦の哥うたなん 三田ちくかんの落雁

(以下「京都古町の事」12丁分を略す。内容：一六角堂鏡井寺内の事、一洛中土居の事、一京町人献上物の事、一京都御朱印の事、一吉利支丹御改の事、一寺請状始り候事、一代々御諸(ママ)司代の事、一代々御町奉行の事、一雑色知行の事、一祇園地口米の事、一京都町代の事、一京都年寄江戸御乱の事、一用人仲ケ間年行事の事、一中座の事)

II 慶応二年、上野国安中藩家中ニ別段御手当被下割合

(表紙)

「慶応二寅年七月諸色高直ニ付、別段御手当被下割合 (抹消) // // // 覚

慶応二丙寅年七月十三日、江戸表ニて諸色高直の儀、御意有之、御退座後御年寄衆御列座御同所ニおゐて御書付を以御達有之候儀、并大目付へ御渡御達相成候御書付の定

近来諸色高直折柄、一同可為難儀の処、何も精勤満足ニ候、就ては如何様ニも手当差遣度候え共、引続種々入用相嵩、勝手向差支ニ付、存寄通ニも乍不行届、身分ニ応し当分の内別段手当遣候間、猶此上可致精勤様、御家中の面々へ只今 (改行、下段) 御意の趣、一同厚難有相心得、別段御手当被下候間、如何様ニも取続精勤可致候、不容易御時勢ニ付、何時何方へ出張可被仰付も難計段、公辺より被仰出も有之、旁此上銘々武術精々相励、御為第一ニ心掛可申候、此段可相達旨被仰候

但、御領分万一遺作の節ハ、別段御手当被下間敷候の間、此旨兼て相心得可申候、一御手当被下割合の義ハ、大目付役所ニて可致承知候

御手当被下割合、左の通

一貳百石以上へ	金貳拾兩ツ、
一百貳拾石へ	同拾七兩ツ、
一八拾石へ	同拾五兩ツ、
一七拾石へ	同拾三兩貳分ツ、
<small>(ママ)</small> 六拾石へ	同拾貳兩貳朱ツ、
一拾三人扶持へ	同拾壹兩ツ、
一五拾石へ	同拾兩貳分貳朱ツ、
一拾貳人扶持へ	同拾兩ツ、

一拾人扶持へ 同九兩三分ツ、

但、御医師拾人扶持は、九石九兩同様の割合候事

一拾貳石へ 同拾兩壺分ツ、

一拾壺石へ 同九兩貳分ツ、

一拾石、拾兩へ 同八兩三分ツ、

一九石、金九兩へ 同八兩ツ、

一八石、同八兩へ 同七兩壺分ツ、

一七石、同七兩 同六兩壺分貳朱ツ、

一金六兩へ 同五兩貳分ツ、

一同五兩貳分へ 同五兩貳朱ツ、

一同五兩へ 同四兩貳分貳朱ツ、 (下ヶ札)「加藤亀吉」

一同四兩貳分へ 同四兩貳分ツ、

一同四兩へ 同四兩ツ、

右金高、年分三度ニ割合可相渡、尤御都合次第、其時々大目付より触書差出可申候
右之通

七月

覚

一金壺兩ツ、 侍分御雇へ

諸色高直ニ付別段御手当、当分の内被下之、渡方右同断

七月

一金壺兩貳分 幼年

右同断ニ付被下之

一同三分 小頭

一同壺分貳朱 御下屋敷守

一同三分 御次坊主

一同壺分貳朱 御茶の間

右同断ニ付被下

渡方同断

右の通

七月

同年七月廿四日、安中勤の面々へ、御広間溜ニおゐて、諸色高直の義、御意并被仰出の義、御年寄衆御出席、御月番三太夫殿御達の有之

但、御意并被仰出の趣、江戸表にて被仰出の義と同様の事ニ付、御書付留は略之

安中勤之面々、御手当被下割合、左の通

- 一高百九拾石へ 金拾五兩貳分
- 一同百三拾石へ 同拾四兩
- 一同百貳拾石へ 同拾三兩貳分
- 一同百拾石へ 同拾三兩
- 一同八拾石へ 同拾壹兩三分
- 一同六拾石へ 同九兩貳分
- 一同五拾石へ 同八兩壹分貳朱ツ、
- 一拾人扶持へ 同七兩三分ツ、
- 一米拾壹石へ 同七兩貳分ツ、
- 一米拾石、金拾兩へ 同六兩三分貳朱ツ、
- 一同九石、九兩へ 同六兩壹分ツ、
- 一同八石、八兩へ 同五兩三分ツ、
- 一同七石、七兩へ 同五兩ツ、
- 一金六兩へ 同四兩壹分貳朱ツ、
- 一同五兩貳分へ 同四兩ツ、
- 一同五兩へ 同三兩貳分三朱ツ、 下ヶ札、片井元之進
- 一同四兩貳分へ 同三兩貳分ツ、
- 一同四兩へ 同三兩ツ、
- 一金貳兩ツ、 猪狩銀平、曾江万五郎、田中重次郎、秋山夫之助、黒田宇三郎

御鼻紙代中被下之、本給被仰付候上は並の通

右金高年分三度ニ割合可相渡候、尤御都合次第、其時々大目付より触書差出可申候、右の通

七月

覚

- 一金壹兩壹分ツ、 安中 幼年
- 一金貳分貳朱 隠居の者へ
- 一金貳分ツ、 御扶助の者へ

諸色高直ニ付、別段為御手当当分の内被下之

但、年分三度ニ割合可相渡候

右の通

七月

- | | |
|----------|---------------------|
| 一金三分ツ、 | 中間頭・小頭 |
| 一同貳分ツ、 | 足輕部屋目付より平足輕一同、 |
| 一同壹分貳朱ツ、 | 近年足輕呼出の者へ、茶の間一同、長柄組 |
| 一金壹歩 | 足輕隠居 |
| 一同壹分ツ、 | 中間目付、中間共一同 |

諸色高直ニ付、別段為御手当、当分内遣之

但、年分三度ニ割合可相渡候

右の通

七月

解題

かつて管見の「慶応二年の江戸と周辺地域の状況」を示す、ある程度まとまった資料を「慶応二年江戸并東海道川崎・品川宿騒擾」と題して、紹介したことがあった（『日本庶民生活資料集成』第13巻「騒擾」、1970年、三一書房）。その頃近世史の分野では、世直し論の検討が進んでおり、幕末の民衆運動の研究や関連資料の発掘・紹介があいついでいた。当時筆者も武州世直し一揆の周辺部（打壊しの勢力が直接及ばなかった地域）の同様な状況と、江戸の打壊し・騒擾の関連性に関心を持っていたので、二三の論稿のほか、資料の収集・紹介を試みた。^{註1}

ちなみに上記の書に納めた資料は、『慶應漫録』（内閣文庫）、『金沢丹後「日記」』（金沢復一・森銚三編）、『東海道川崎宿并品川宿八幡塚一件之写』（あきるの市大福家文書）、『打壊し書上』ほか9点（南品川宿利田文書、品川歴史館）、『諸方打壊騒動并救民救記』（府中市内藤家文書）であった。このうち『金沢丹後「日記」』を除いては、それまで活字で紹介されたことの無かった資料である。その後も筆者は北多摩の地域や都区内で資料収集に努めてきたが、不十分なままである。

今回ここに復刻した資料は、江戸東京博物館が所蔵する元東京大学法学部教授（法制史）故石井良助氏収集文書の内の2点である。筆者はまだ、このコレクション全体の精査を果たしていないが、慶応2年（1866）の江戸騒擾に関わる記録資料は、この2点のみと思われる。ともにこれまで紹介されている資料より詳細、もしくは異質であり、幕末の江戸の状況をより詳しく知る情報として、本報告書で紹介することとした。

I 「天明七末年五月、飢饉打毀御届書、慶応二寅五月、諸色高直二付打壊并困窮人所々屯集御届書、救民御教有之、京都古町の事」（館蔵資料番号90371865）

本資料の標題は、表紙題箋の記載の通りである。半紙66丁（表紙とも）の縦帳、うち墨付きは62丁である。表紙の2の貼り紙の内側に、標題とほぼ同じ題が記され、さらに中表紙の折返しに「天明七五月二十五日夜被打毀候品々書上控、慶応二寅五月廿八日被打毀候次第書上覚、并九月十九日御府内困窮人所々屯集一件、御救米被仰出候次第」と日付にやや詳しい標題が記されている。おそらく本資料の清書・綴じ帳の際、不要になった旧帳の表紙を内折にしたものと思われるが、内容的には、この標題が最も近い。

天明7年の打壊しに関する記載はわずかで、もとは品川歩行新宿の文書と思われ、(1)被打毀候品々書上（内容は、紛失仕り候分、表戸突穴明け同所旅籠屋の分、の2種）および、(2)御救買請の御米麦取計方諸事申合、の2点の写し（ともに同年7月7日付）、墨付も5丁に過ぎない。しかし天明7年の打壊し関係資料は、いわゆる随筆資料や経営関係資料の一部が知られているのみで、町方の書上類はほとんどない。その点、品川歩行新宿は江戸の西南端とはいえ、御朱引内の町方であり、その書上資料として注目される。

天明7年の記事と、末尾の「京都古町の事」を除けば、本資料はすべて慶応2年の記事ばかりである。最初に、隠売女禁制・風俗錦絵取締の触書、張札の写しに続いて、両国東西広場に芝居小屋掛けの興業人ら大勢の取締り被仰渡書、盗賊小梅小倉庵一件の御仕置書、そして町方同心の口論による殺傷事件と、困窮人屯集・打壊しの場所書の後、天明7年の記事となる(上記)。その後は諸色高直・屯集・打壊し・賑給・米穀安直売捌き等々の記事が続いている。

天明7年・慶応2年の記事の構成はほぼ以上の通り、約60項目あり、最後の61「京都古町の事」の内容は14項である。記事索引の便宜を考慮し、以下、本資料の項目を列記しておく。算用数字は項目の順序で、記事ごとに付した数字と一致させた。

- 1 慶応2年4月18日 隠売女制禁触請書(組々世話掛り名主)
- 2 同月同日、錦絵一枚摺風俗絵開板売買制禁触請書
- 3 寅5月7日、町奉行へ張札の風説
- 4 寅4月18日、両国東西其外広場にて芝居興行等禁止・場所引払等申渡(4件)請書(一同家主五人組・猿若町名主外)
- 5 寅2月7日御仕置落着、去年6月召捕相成候盗賊小梅小倉庵御仕置一件
- 6 寅6月5日御届 芝高輪名主より高輪異人屋敷御目付方へ(出役の町方同心被切段候者、困窮人打毀候場所)
- 7 天明7年5月25日 打毀し候品々書上(13軒分)、同表戸突穴明旅籠屋の分品川歩行新宿
- 8 天明7年7月7日 御救買請の米麦取計方諸事申合
- 9 寅5月29日 打壊し家々旅籠屋等御見分願書(品川宿役人より今川要作手代あて)
- 10 慶応2年5月29日付 品川宿打壊し御見分書(宿役人惣代より今川要作手代衆あて)
- 11 寅5月29日 打壊し御立会见分御糺ニ付書上(南品川宿惣右衛門外)
- 12 寅6月朔日 夫々身分ニ応し御救可申旨被仰渡請書(品川歩行新宿百姓茂七外4人より今川要作手代2人へ)
- 13 寅5月16日 大坂本六日早便写(白銀尾文次郎より大坂表打毀の次第)
- 14 寅5月19日 相州小田原城下騒動(江戸屋文次郎より来状写)
- 15 5月13日 鴻巣宿打壊し騒擾ニ付来状(藤屋・横田より)
- 16 寅5月29日夜 江戸騒動乱妨打壊し
- 17 6月朔日 南御奉行於御白洲被仰渡(市中物騒敷、御進発御留守中鎮静方心掛候様)
- 18 万一異変の節拍子木打続速ニ御届方御請(檜物町・幸町名主)
- 19 狂句2首
- 20 6月朔日御蔵米相場直下ヶ張札而已の事
- 21 市中物騒敷打壊しの風聞
- 22 6月2日夜 麻布本村打壊し召捕人多有之由風聞

- 23 芝田町加藤与助外施シ金
- 24 芝田町仙波太郎兵衛宅打壊し、張札、施金等の仕末ニ付
- 25 同9日白米小売引上候趣、下白米ハ売切と申繕ひ不売、奸媒の取計
- 26 此上打壊しも難計、各町へ別手組・鳶人足相詰候事、又町会所の御救銭の儀
- 27 御蔵前にて払米入札の町触写と米下直は思ひも寄らずとの風説
- 28 芝口松坂屋打壊しに支配人立出、平日通の働きは寄変の神策
- 29 神田三河町風説（取締ニ付町方同心と酒井侯人数との争い）
- 30 御蔵相場町人素人売と被仰出、今日米相場一時に高直の旨
- 31 町々施行の明細
- 32 せりふ、還御咄しほか
- 33 深川仮宅日延願ニ付吉原町より難渋申立
- 34 大井村糶屋、村内ニ施行不致ニ付被打壊候次第
- 35 松平下総守京都御警衛として御出立の旨
- 36 講武所組・歩兵組日々登坂の旨
- 37 5月27日奥州地方騒擾の模様、布尾三四郎認出ス
- 38 御救米一時ニ高直ニ相成、御払米も無之勘定奉行御蔵水門より船にて退出の沙汰
- 39 6月22日老中勝手掛・若年寄・勘定奉行御役召上、6月18日国替の大名
- 40 尾州玄同侯登城聞札、米諸色高直・市中御救の事・町会所糶蔵・救銭不足抜銭の風説
- 41 和宮様へイギリスミニストル献上の品
- 42 春米屋共へ百文ニ付白米三合ニ売渡可申様、御蔵払米請取ニ可罷出旨
- 43 払米御渡し、四合ニ付百三拾弍文
- 44 6月16日暁方 川崎宿問屋御届書
- 45 打毀道化千保久連（三田蝶述）
- 46 慶応2寅年5月29日打こわされ候家々
- 47 打こわし行目他、仁和加面相
- 48 寅9月19日 日本橋へ張札一件
- 49 9月19日 窮民紙幟を押立食物無心歩行の旨、麻布宮村町月行事より訴上
- 50 同日 芝車町辺の困窮人食物無心歩行の旨、芝車町より訴上
- 51 窮民共鎮静の為南御奉行様御出馬の旨御触、組み合わせ世話掛りより
- 52 9月18日浅草天王前にて異人窮民の為乱妨の旨、十七日杉森外屯致候旨
- 53 慶応2年寅8月24日 町会所困穀春米屋へ下渡し、鑑札引替売渡し心得方、大伝馬町名
主外請書
- 54 寅8月27日御達写物（市中身柄相応の者出金等御奉公筋）
- 55 町会所困穀百文ニ付弍合五勺ニ売捌候様ニ窮民人別調方其外心得方

- 56 慶応2寅9月10日頃 麻布桜田町騒擾
- 57 寅9月18日御達写(神田佐久間町広場へ御救小屋相建ニ付心得方、世話掛名主共へ)
- 58 屯集の困窮人早々引払わせ可申旨、御救小屋取建并焚出し場所等被仰付ニ付心得方(9月20日より)
- 59 同9月13日(町々騒擾の記録 9月13日より26日まで、59ヵ条)
- 60 (落書・諷詞写)
- 61 京都古町の事(12丁分略)
- 一 六角堂鐘并寺内の事
 - 一 洛中土居の事
 - 一 京町人献上物の事
 - 一 京都御朱印の事
 - 一 吉利支丹御改の事
 - 一 寺請状始り候事
 - 一 代々御諸司代(所)の事
 - 一 代々御町奉行の事
 - 一 雑色知行の事
 - 一 祇園地口 米の事
 - 一 京都町代の事
 - 一 京都年寄江戸御礼の事
 - 一 用人仲間年行事の事
 - 一 中座の事

本資料が、故石井良助氏のコレクションに入るまでの経緯、およびそれ以前の伝来について、まったく不明である。しかし記事の多くが、江戸の内本芝・芝車町・芝田町・芝金杉通りなど芝界限、麻布桜田町・麻布本村・麻布宮村町など麻布界限、北品川・南品川・品川歩行新宿など品川宿、および三田界限の記事が多く、また具体的な記述であることが注目される。最も多いのは芝の各町についてであり、日本橋・浅草・深川方面に関する記事はさほど多くない。このことは、本資料の作成・筆記者が、芝辺に在住した者、町名主筋の者かと推定させるのであるが、まだ検討の余地が残されている。

II 「慶応二寅年七月諸色高直ニ付、別段御手当被下割合」(館蔵資料番号90375302)

表紙には上記の標題のほか、抹消した数文字があつて「覚」とある。内容は江戸表の物価高騰につき、家中の面々に別段御手当金の下付を達せられた書付の写しである。文中に「家中の面々へ只今御意の趣」「御領分万一違作の節は」等という文言があり、又「安中勤めの面々」と

もあって、上野国安中藩（板倉氏、3万石）の江戸屋敷勤めの家臣に支給する、臨時手当の配分割合を示した物であることが分かる。支給の方法は、200石以上から金4両の者まで20通りに区分し、20両ずつから4両ずつまで年3回に割合って支給するとし、国元の安中勤めの者に対しても190石より4両まで18通りとしている。ほかに年寄役の称や幼年・隠居の給分も示している事など、安中藩の家臣構成に照合している（『藩史事典』、雄山閣出版）。

本資料は慶応2年の打壊し・騒擾事件について、直接言及した文言はないが、「諸色高直」という事態に、家臣団の救済と統制に配慮した、安中藩ひいては当時江戸にいた諸藩の状況を推測せしめるものがある。文中、「不容易御時節ニ付、何時何方へ出張可被仰付も難計段」といった、緊張したこの時期ならではの文言も見える。

なお本資料の伝来についても、Iと同様に不明である。また石井コレクション中に、他の安中藩資料と目されるものは、管見のかぎり無いと思われる。

[註] 拙稿「慶応二年武州一揆をめぐって」（『地方史研究』106号）、「1866年武州一揆と周辺集落の情勢」（立正大学経済学部『経済学季報』第19巻3号）

[付記] 資料の復刻原稿の作成について、福生市郷土資料室の峰岸秀雄氏に御協力を頂いた。記して感謝申し上げる次第である。